令和８年第４回姫路市議会

定　例　会　提　出　議　案

議案第１４４号～議案第１８８号
報告第　３０号～報告第　４２号

目　　次

ページ

議案第１４４号　姫路市財産区管理会条例の一部を改正する条例について……１

議案第１４５号　姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について……２

議案第１４６号　姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例について……４

議案第１４７号　姫路市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について……８

議案第１４８号　キャスパ地下駐車場条例の一部を改正する条例について……９

議案第１４９号　姫路市火災予防条例の一部を改正する条例について……１０

議案第１５０号　姫路市立学校条例の一部を改正する条例について……１１

議案第１５１号　契約の締結について……１３

議案第１５２号　契約の締結について……１５

議案第１５３号　契約の締結について……１６

議案第１５４号　契約の締結について……１７

議案第１５５号　契約の締結について……１８

議案第１５６号　飾東財産区の財産の無償譲渡について……１９

議案第１５７号　姫路市城乾市民センター及び姫路市大的市民センターに係る
指定管理者の指定について……２１

議案第１５８号　姫路市中央市民センターに係る指定管理者の指定について……２２

議案第１５９号　姫路市花の北市民広場に係る指定管理者の指定について……２３

議案第１６０号　姫路市休日・夜間急病センターに係る指定管理者の指定につ
いて……２４

議案第１６１号　姫路市宿泊型児童館に係る指定管理者の指定について……２５

議案第１６２号　姫路市立飾磨児童センター等に係る指定管理者の指定について……２７

議案第１６３号　姫路市立東光児童センター等に係る指定管理者の指定について……２８

議案第１６４号　姫路キャスパホールに係る指定管理者の指定について……２９

議案第１６５号　姫路城西御屋敷跡庭園好古園に係る指定管理者の指定について……３０

議案第１６６号　姫路市立総合スポーツ会館等に係る指定管理者の指定について……３１

議案第１６７号　姫路市立香寺温水プールに係る指定管理者の指定について……３２

議案第１６８号　姫路市立手柄山温室植物園に係る指定管理者の指定について……３４
議案第１６９号　キャスパ地下駐車場に係る指定管理者の指定について……３５
議案第１７０号　大手前地下駐車場に係る指定管理者の指定について……３６
議案第１７１号　姫路駅前中央地下駐輪場等に係る指定管理者の指定について……３７
議案第１７２号　字の区域の変更について……３９
議案第１７３号　市川町外三ケ市町共有財産事務組合規約の変更について……４４
議案第１７４号　辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画
の変更について……５０
議案第１７５号　議決更正について……５１
議案第１７６号　議決更正について……５２
議案第１７７号　議決更正について……５３
議案第１７８号　議決更正について……５４
議案第１７９号　議決更正について……５５
議案第１８０号　議決更正について……５６
議案第１８１号　議決更正について……５７
議案第１８２号　議決更正について……５８
議案第１８３号　議決更正について……５９
議案第１８４号　姫路市職員給与条例及び姫路市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例について……６０
議案第１８５号　特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正
する条例について……７１
議案第１８６号　姫路市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正す
る条例について……７３
議案第１８７号　姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について……７４
議案第１８８号　姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について……７６
報告第　３０号　専決処分の報告について……８６

報告第　３１号　専決処分の報告について……８７
報告第　３２号　専決処分の報告について……８８
報告第　３３号　専決処分の報告について……８９
報告第　３４号　専決処分の報告について……９０
報告第　３５号　専決処分の報告について……９１
報告第　３６号　専決処分の報告について……９３
報告第　３７号　専決処分の報告について……９４
報告第　３８号　専決処分の報告について……９５
報告第　３９号　専決処分の報告について……９６
報告第　４０号　専決処分の報告について……９７
報告第　４１号　専決処分の報告について……９８
報告第　４２号　いじめ重大事態調査に対する再調査結果の報告について……９９

議　　案　　第１４４号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市財産区管理会条例の一部を改正する条例について

姫路市財産区管理会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市財産区管理会条例の一部を改正する条例

姫路市財産区管理会条例（昭和３８年姫路市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「次」を「次の各号」に改め、「掲げる財産区」の次に「ごと」を加え、同項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

附　則

この条例は、令和９年１月１５日から施行する。

議　　案　　第１４５号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

姫路市旅館業法施行条例（平成１５年姫路市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「法第３条第４項」の次に「（法第３条の２第２項、第３条の３第２項及び第３条の４第３項において準用する場合を含む。）」を加える。

第３条第１項第１０号中「並びに第８項第５号」を「、第８項第２号並びに第１０項第５号」に改め、同項に次の４号を加える。

⑭　住宅その他の旅館又はホテルの用に供していない建物（以下「住宅等」という。）を利用して旅館業を営む施設においては、事故が発生したとき、宿泊者及び近隣住民からの苦情及び問合せがあったときその他緊急を要する状況に対応する責任者を定めること。

⑮　住宅等を利用して旅館業を営む施設においては、当該施設の外部から見やすい場所に次に掲げる事項を記載した標識を掲げること。

ア　営業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

イ　営業施設の名称

ウ　前号に規定する責任者の連絡先

⑯　宿泊者に対し、周辺住民の生活環境の悪化を防止するため、騒音発生の禁止、適切なごみ処理の方法等の注意事項及び施設の使用方法を説明すること。

⑰　宿泊者が騒音等により周囲に迷惑を及ぼす行為を行う場合にあっては、当該宿

泊者に対し、当該行為を中止するよう求めること。

第８条の次に次の１条を加える。

（近隣住民に対する事前周知等）

第９条　住宅等を利用して旅館業の許可を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、法第３条第１項の許可の申請をする日の前日までに、近隣住民として規則で定める者（次項において「近隣住民」という。）に対し、当該旅館業に関し規則で定める事項について説明会の開催その他の規則で定める方法により周知をしなければならない。

２　申請者は、前項の規定により周知を行った場合において、近隣住民から意見又は要望を受けたときは、これらに対し適切かつ迅速に対応するよう努めなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第９条の規定は、令和９年４月１日以後に申請される旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の許可について適用し、同日前に申請された同項の許可については、なお従前の例による。

議　　案　　第１４６号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例について

姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例

第１条　姫路市公衆浴場法基準条例（平成２４年姫路市条例第７０号）の一部を次のように改正する。

別表第１第３項第２号に次のただし書を加える。

ただし、家族風呂等（一の家族その他の団体ごとに専用で利用させる利用形態のものをいう。以下同じ。）の浴室については、この限りでない。

別表第１第４項中第４号及び第５号を削り、第６号を第４号とし、第７号を第５号とする。

別表第１第７項第１号ただし書中「一の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室及び浴室等（以下「家族風呂等」という。）」を「家族風呂等の浴室等」に改める。

別表第１中第８項を第１０項とし、第７項の次に次の２項を加える。

８　熱気室に係る基準

熱気等を使用して入浴する設備（以下「熱気室」という。）を設けるときは、その構造設備を次のとおりとすること。

⑴　入浴者が、熱気室内の温度を外部から識別することができる設備を設けること。

⑵　熱気室の熱気等の放出口その他の放熱設備は、直接入浴者の身体に接しない構造であること。

⑶　熱気室の適正な利用温度を入浴者の見やすい箇所に掲示すること。

⑷　外部から熱気室内を見通すことができる構造であること。

⑸　熱気室にシャワー又は浴槽を付設すること。

⑹　熱気室の床面積は、１２平方メートル以上とすること。ただし、浴室に附帯するものについては適用しない。

⑺　換気上有効な機械式換気設備又は窓を設けること。

⑻　照明設備を設け、床面において５０ルクス以上の照度を保つこと。

９　露天風呂に係る基準

露天風呂を設けるときは、その構造設備を次のとおりとすること。

⑴　汚水が浴槽内に流入しない構造とすること。

⑵　脱衣室は、男女を区別して屋内に設けること。

⑶　脱衣室又は浴室から露天風呂又はこれに附帯する通路に、直接出入りできる構造とすること。

⑷　照明設備を設け、床面において５０ルクス以上の照度を保つこと。

⑸　床面は、耐水材料で造り、勾配を設けて、汚水が停滞せずに排水できる構造であること。

別表第２第１項第３号を次のように改める。

⑶　浴室に係る基準

浴室を設けるときは、その構造設備を次のとおりとすること。

ア　別表第１第３項第２号から第７号までに規定する基準に適合すること。

イ　浴室には、適当な数の上がり用水栓及び上がり用湯栓又は混合栓を設け、かつ、水栓及び湯栓又は混合栓に水又は湯の区別を標示すること。

ウ　温泉等を使用する施設、厚生施設、福祉施設等に設けられた浴室には、内法（のり）面積２．１平方メートル以上、深さ０．５メートル以上であって、汚水が流入しない構造の浴槽を１以上設けること。

別表第２第１項第４号中「別表第１第４項各号」を「浴槽等を設けるときは、別表第１第４項各号」に改め、同項第７号ア中「浴室及び」を「浴室等及び」に改め、「家族風呂等」の次に「の浴室等」を加え、同項第８号中「別表第１第８項各号

」を「別表第１第１０項各号」に改め、同号を同項第１０号とし、同項第７号の次に次の２号を加える。

⑻　熱気室に係る基準

別表第１第８項各号に規定する基準に適合すること。

⑼　露天風呂に係る基準

別表第１第９項各号に規定する基準に適合すること。

第２条　姫路市公衆浴場法基準条例の一部を次のように改正する。

別表第１第８項を次のように改める。

８　サウナ室又はサウナ設備に係る基準

⑴　サウナ室又はサウナ設備（熱気又は蒸気を利用するものをいう。以下同じ。）を設けるときは、その構造設備を次のとおりとすること。

ア　入浴者が、サウナ室又はサウナ設備の温度を外部から識別することができる設備を設けること。

イ　熱気等の放出口その他の放熱設備は、直接入浴者の身体に接しない構造とすること。

ウ　サウナ室は外部から内部を見通すことができる構造とすること。

エ　シャワー又は浴槽を付設すること。

オ　サウナ室の床面積は、１２平方メートル以上とすること。ただし、浴室に附帯するものについては適用しない。

カ　換気上有効な機械式換気設備又は窓を設けること。

キ　照明設備を設け、床面において５０ルクス以上の照度を保つこと。

ク　床面は、耐水材料で造り、勾配を設けて、汚水が停滞せずに排水できる構造であること。

ケ　扉は、緊急時の開閉に支障を来さない構造とすること。

コ　非常用ブザー等を入浴者の使用しやすい位置に設けること。

⑵　サウナ室又はサウナ設備を設けるときは、次に掲げる措置を講ずること。

ア　非常用ブザー等の設備は、正常に作動するか常に確認しておくこと。

イ　適正な利用温度及び非常用ブザーの使用方法を入浴者の見やすい箇所に掲

示すること。

ウ　使用中は管理者を常駐させ、入浴者の安全に注意すること。

別表第２第１項第８号中「熱気室」を「サウナ室又はサウナ設備」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第１条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）において現に公衆浴場法（昭和２３年法律第１２２号。次項において「法」という。）第２条第１項の許可を受けている公衆浴場であって、第２条の規定による改正後の姫路市公衆浴場法基準条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第１第８項第１号ク（別表第２第１項第８号においてこの規定に規定する基準に適合することとされる場合を含む。）の規定に適合しないものについて講じなければならない措置の基準については、当該公衆浴場に設けられているサウナ室又はサウナ設備の構造設備の変更が行われるまでの間は、なお従前の例による。

３　施行日において現に法第２条第１項の許可を受けている公衆浴場であって、改正後の条例別表第１第８項第１号ケ及びコ（別表第２第１項第８号においてこれらの規定に規定する基準に適合することとされる場合を含む。）の規定に適合しないものについて講じなければならない措置の基準については、令和１２年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

議　　案　　第１４７号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

姫路市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

姫路市放課後児童クラブ条例（令和元年姫路市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表姫路市立荒川放課後児童クラブの項の次に次のように加える。

姫路市立荒川南放課後児童クラブ	姫路市玉手四丁目１５番地

別表姫路市立谷内放課後児童クラブの項、姫路市立古知放課後児童クラブの項及び姫路市立上菅放課後児童クラブの項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、別表姫路市立荒川放課後児童クラブの項の次に１項を加える改正規定は、令和１０年４月１日から施行する。

議　　案　　第１４８号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

キャスパ地下駐車場条例の一部を改正する条例について

キャスパ地下駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

キャスパ地下駐車場条例の一部を改正する条例

キャスパ地下駐車場条例（平成２５年姫路市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「者は」の次に「、次に掲げる場合を除き」を加え、同項に次の各号を加える。

⑴　自動車登録番号又は車両番号を読み取る機器を用いて入出場を管理する駐車場に自動車を入場させようとする場合

⑵　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

第５条第２項を次のように改める。

２　自動車を駐車場に入場させようとする者が、前項第１号に掲げる場合において所定の位置で同号に規定する機器により撮影されたときは、当該者は同項の規定により駐車券の交付を受けたものとみなす。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議　　案　　第１４９号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例について

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市火災予防条例の一部を改正する条例

姫路市火災予防条例（昭和３７年姫路市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１９条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第２０条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１９条第３項の規定を準用する。

第２２条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１９条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議　　案　　第１５０号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市立学校条例の一部を改正する条例について

姫路市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立学校条例の一部を改正する条例

姫路市立学校条例（昭和３９年姫路市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「姫路市立荒川小学校　　姫路市井ノ口４９番地１」を

「姫路市立荒川小学校　　姫路市井ノ口４９番地１
姫路市立荒川南小学校　　姫路市玉手四丁目１５番地」に、

「姫路市立山田小学校　　姫路市山田町北山田１０８番地
姫路市立谷内小学校　　姫路市飾東町八重畑１３０番地１」を

「姫路市立山田小学校　　姫路市山田町北山田１０８番地」に、

「姫路市立伊勢小学校　　姫路市林田町上伊勢８８６番地１
姫路市立家島小学校　　姫路市家島町真浦２１４１番地　」を

「姫路市立伊勢小学校　　姫路市林田町上伊勢８８６番地１」に、

「姫路市立置塩小学校　　姫路市夢前町宮置２３５番地
姫路市立古知小学校　　姫路市夢前町古知之庄４０１番地１」を

「姫路市立置塩小学校　　姫路市夢前町宮置２３５番地」に、

「姫路市立莇野小学校　　姫路市夢前町莇野２９９番地２
姫路市立上菅小学校　　姫路市夢前町護持３８１番地２」を

「姫路市立莇野小学校　　姫路市夢前町莇野２９９番地２」に、

「姫路市立大的中学校　　姫路市大塩町２２１３番地２
姫路市立家島中学校　　姫路市家島町宮１８７７番地２」を

「姫路市立大的中学校　　姫路市大塩町２２１３番地２」に、
「姫路市立豊富小中学校　　姫路市豊富町御蔭９２５番地」を
「姫路市立豊富小中学校　　姫路市豊富町御蔭９２５番地
　姫路市立家島小中学校　　姫路市家島町真浦２１４１番地」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定（姫路市立荒川南小学校に係る部分に限る。）は、令和１０年４月１日から施行する。

（姫路市立学校給食センター条例の一部改正）

２　姫路市立学校給食センター条例（平成１８年姫路市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第３号中「家島小学校、」及び「家島中学校及び」を削り、「坊勢中学校」の次に「及び家島小中学校」を加える。

議　　案　　第１５１号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

契約の締結について

（仮称）姫路市新美化センター建設工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提出する。

記

工　事　名	（仮称）姫路市新美化センター建設工事
工事場所	姫路市飾磨区今在家１３５１番地２７
工　　期	令和１４年３月３１日限り
契約金額	３６，２５７，８７０，０００円
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	川重・株木・美樹・立特定建設工事共同企業体 代表者　東京都港区海岸一丁目１４番５号 川崎重工業株式会社 代表取締役　橋本　康彦 代理人　大阪府大阪市北区曽根崎二丁目１２番７号 川崎重工業株式会社関西支社 支社長　田坂　秀樹 構成員　茨城県水戸市吉沢町３１１番地１ 株木建設株式会社 代表取締役　株木　康吉

	代理人　大阪府大阪市北区豊崎５丁目８番１７号 株木建設株式会社大阪支店 常務執行役員支店長　三浦　直之 構成員　姫路市北条９５１番地１ 美樹工業株式会社 代表取締役　岡田　尚一郎 構成員　姫路市西延末２６９番地の６ 立建設株式会社 代表取締役　井上　浩二

議　　案　　第１５２号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

契約の締結について

姫路市書写山観光施設大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提出する。

記

工　事　名	姫路市書写山観光施設大規模改修工事
工事場所	姫路市書写１１９９番地２
工　　期	令和１０年２月８日限り
契約金額	４７６，１９１，１００円
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市夢前町前之庄１３９０番地 株式会社正光 代表取締役　丸尾　将満

議　　案　　第１５３号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

契約の締結について

姫路市立坊勢スポーツセンター外壁改修等工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提出する。

記

工　事　名	姫路市立坊勢スポーツセンター外壁改修等工事
工事場所	姫路市家島町坊勢７００番地２４
工　　期	令和９年１１月３０日限り
契約金額	２３４，３００，０００円
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市下寺町１０１番地 平錦建設株式会社 代表取締役　勝間　功雄

議　　案　　第１５４号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

契約の締結について

姫路市営庄田住宅（第２期）中耐建替等（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提出する。

記

工　事　名	姫路市営庄田住宅（第２期）中耐建替等（建築）工事
工事場所	姫路市庄田８６番地１
工　　期	令和１１年1月１２日限り
契約金額	９４６，５５０，０００円
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市夢前町前之庄１３９０番地 株式会社正光 代表取締役　丸尾　将満

議　　案　　第１５５号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

契約の締結について

姫路市立城西小学校水泳プール解体等工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提出する。

記

工　事　名	姫路市立城西小学校水泳プール解体等工事
工事場所	姫路市新在家二丁目４番１号
工　　期	令和１０年１月３１日限り
契約金額	２４２，５５０，０００円
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市北今宿一丁目５番３号 株式会社坪田工務店 代表取締役　坪田　陽介

議　　案　　第１５６号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

飾東財産区の財産の無償譲渡について

飾東財産区の財産の全てである下記の土地を無償で譲渡したい。

地方自治法第９６条第１項第６号の規定により提出する。

記

１　譲渡する土地

所　　在　　地	地　目	地　　積（㎡）
姫路市飾東町佐良和１１５６番１	山　林	１２７，６９５

２　譲渡の相手方

[redacted]

＜参考＞ 付図

位　置　図



議　　案　　第１５７号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市城乾市民センター及び姫路市大的市民センターに係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

姫路市城乾市民センター及び姫路市大的市民センター

２　指定管理者となる団体

⑴　所在地　姫路市飾磨区三宅一丁目１９６番地

⑵　名　称　一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

⑶　代表者　理事長　甲良　佳司

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議　　案　　第１５８号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市中央市民センターに係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

姫路市中央市民センター

２　指定管理者となる団体

⑴　所在地　姫路市飾磨区三宅一丁目１９６番地

⑵　名　称　一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

⑶　代表者　理事長　甲良　佳司

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議　　案　　第１５９号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市花の北市民広場に係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

姫路市花の北市民広場

２　指定管理者となる団体

⑴　所在地　姫路市飾磨区三宅一丁目１９６番地

⑵　名　称　一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

⑶　代表者　理事長　甲良　佳司

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議　　案　　第１６０号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市休日・夜間急病センターに係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

姫路市休日・夜間急病センター

２　指定管理者となる団体

⑴　所在地　姫路市西今宿三丁目７番２１号

⑵　名　称　公益財団法人姫路市救急医療協会

⑶　代表者　理事長　國部　伸也

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議　　案　　第１６１号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市宿泊型児童館に係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

姫路市宿泊型児童館

２　指定管理者となる団体

神姫バスグループ共同事業体

⑴　代表者

所在地　姫路市北条口一丁目１７番地

名　称　神姫バス株式会社

代表者　代表取締役　長尾　真

⑵　構成員

所在地　姫路市北条口一丁目１７番地

名　称　しんきエンジェルハート株式会社

代表者　代表取締役　井村　在宏

⑶　構成員

所在地　姫路市御国野町国分寺４０５－１

名　称　神姫トラストホープ株式会社

代表者　代表取締役　切原　慎治

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議　　案　　第１６２号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市立飾磨児童センター等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

姫路市立飾磨児童センター、姫路市立東児童センター及び姫路市立面白山児童センター

２　指定管理者となる団体

⑴　所在地　姫路市安田三丁目１番地

⑵　名　称　社会福祉法人姫路市社会福祉事業団

⑶　代表者　理事長　段　守

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議　　案　　第１６３号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市立東光児童センター等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

姫路市立東光児童センター、姫路市立北児童センター及び姫路市立灘児童センター

２　指定管理者となる団体

しんきエンジェルハート・神姫バス共同事業体

⑴　代表者

所在地　姫路市北条口一丁目１７番地

名　称　しんきエンジェルハート株式会社

代表者　代表取締役　井村　在宏

⑵　構成員

所在地　姫路市北条口一丁目１７番地

名　称　神姫バス株式会社

代表者　代表取締役　長尾　真

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議　　案　　第１６４号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路キャスパホールに係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

姫路キャスパホール

２　指定管理者となる団体

⑴　所在地　姫路市神屋町１４３番地２姫路市文化コンベンションセンター内

⑵　名　称　公益財団法人姫路市文化国際交流財団

⑶　代表者　理事長　和田　達也

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議　　案　　第１６５号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路城西御屋敷跡庭園好古園に係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

姫路城西御屋敷跡庭園好古園

２　指定管理者となる団体

⑴　所在地　姫路市飾磨区三宅一丁目１９６番地

⑵　名　称　一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

⑶　代表者　理事長　甲良　佳司

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議　　案　　第１６６号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市立総合スポーツ会館等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

姫路市立総合スポーツ会館、姫路市立中央体育館、姫路市立球技スポーツセンター、姫路市立姫路球場、姫路市立豊富球場、姫路市立中島野球場、姫路市立灘浜野球場、姫路市立広畑野球場、姫路市立白浜新開野球場、姫路市立林田グラウンド、姫路市立陸上競技場、姫路市立花北体育館及び姫路市立スケートボードパーク

２　指定管理者となる団体

⑴　所在地　姫路市飾磨区三宅一丁目１９６番地

⑵　名　称　一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

⑶　代表者　理事長　甲良　佳司

３　指定の期間

次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める期間とする。

⑴　姫路市立総合スポーツ会館　令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

⑵　姫路市立中央体育館、姫路市立球技スポーツセンター、姫路市立姫路球場、姫路市立豊富球場、姫路市立中島野球場、姫路市立灘浜野球場、姫路市立広畑野球場、姫路市立白浜新開野球場、姫路市立林田グラウンド、姫路市立陸上競技場、姫路市立花北体育館及び姫路市立スケートボードパーク　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議　　案　　第１６７号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市立香寺温水プールに係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

姫路市立香寺温水プール

２　指定管理者となる団体

神姫バスグループ＆サンスイミング共同事業体

⑴　代表者

所在地　姫路市御国野町国分寺４０５－１

名　称　神姫トラストホープ株式会社

代表者　代表取締役　切原　慎治

⑵　構成員

所在地　姫路市立町８５番地

名　称　山陽不動産株式会社

代表者　代表取締役　正田　雅史

⑶　構成員

所在地　姫路市北条口一丁目１７番地

名　称　神姫バス株式会社

代表者　代表取締役　長尾　真

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議　　案　　第１６８号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市立手柄山温室植物園に係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

姫路市立手柄山温室植物園

２　指定管理者となる団体

⑴　所在地　姫路市飾磨区三宅一丁目１９６番地

⑵　名　称　一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

⑶　代表者　理事長　甲良　佳司

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議　　案　　第１６９号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

キャスパ地下駐車場に係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

キャスパ地下駐車場

２　指定管理者となる団体

日本パーキング、パーキングサポートセンター共同事業体

⑴　代表者

所在地　東京都千代田区神田神保町二丁目４番地

名　称　日本パーキング株式会社

代表者　代表取締役　玉井　克彦

⑵　構成員

所在地　東京都千代田区神田神保町二丁目４番地

名　称　株式会社パーキングサポートセンター

代表者　代表取締役　平井　大介

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議　　案　　第１７０号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

大手前地下駐車場に係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

大手前地下駐車場

２　指定管理者となる団体

日本パーキング、パーキングサポートセンター共同事業体

⑴　代表者

所在地　東京都千代田区神田神保町二丁目４番地

名　称　日本パーキング株式会社

代表者　代表取締役　玉井　克彦

⑵　構成員

所在地　東京都千代田区神田神保町二丁目４番地

名　称　株式会社パーキングサポートセンター

代表者　代表取締役　平井　大介

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議　　案　　第１７１号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路駅前中央地下駐輪場等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により提出する。

記

１　管理を行わせる施設の名称

姫路駅前中央地下駐輪場、姫路駅西地下駐輪場、大手前地下駐輪場及び御着駅前自転車置場

２　指定管理者となる団体

センターパーキング姫路

⑴　代表者

所在地　東京都中央区日本橋本石町四丁目６番７号

名　称　公益財団法人自転車駐車場整備センター

代表者　代表理事　樺島　徹

⑵　構成員

所在地　大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目５番３号

名　称　株式会社駐輪サービス

代表者　代表取締役　蘰原　節二

⑶　構成員

所在地　姫路市西二階町３２番地日下部ビル４Ｆ

名　称　一般社団法人ひとネットワークひめじ

代表者　代表理事　帽田　剛史

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議　　案　　第１７２号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

字の区域の変更について

下記のとおり字の区域の変更をしたい。

地方自治法第２６０条第１項の規定により提出する。

記

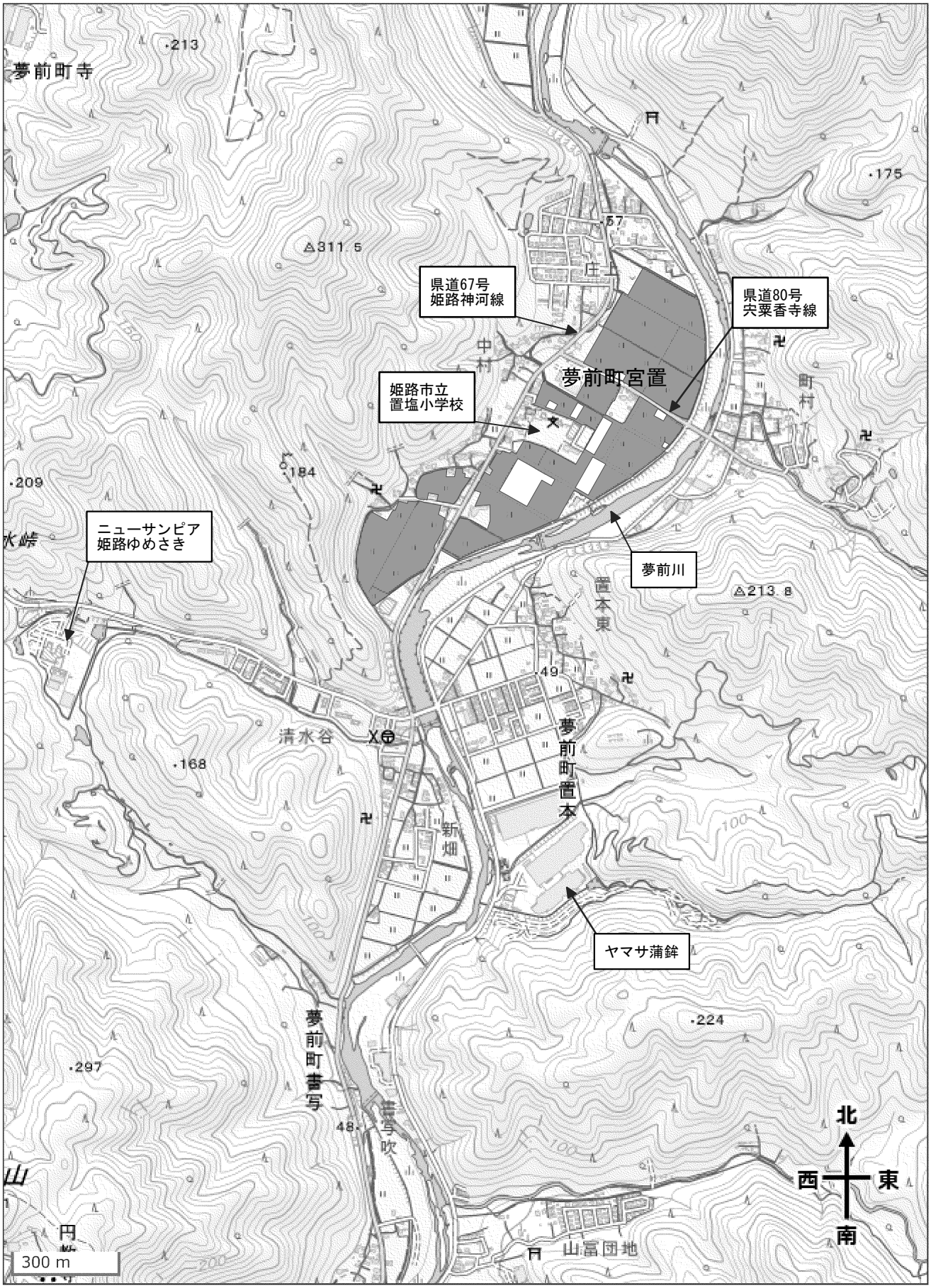
変　　更　　前			変　更　後	
町	字	地　　番	町	字
夢前町 宮置	坂ノ下	３４５の１ ３４５の２ ３４７の２	夢前町 宮置	大　谷
	廣　田	５８５の２の一部 ５８８の２の一部 ５８９の２の一部		
		５８９の２の一部	夢前町 宮置	坂ノ下
	髙　木	６２９ ６３０の１ ６３０の２ ６３５の一部 ６３７の１の一部		
	森　脇	２８５の１から２８５の６まで ２８６の３ ２８８の２	夢前町 宮置	森ノ脇

		２９３の１から２９３の４まで		
	本　防	９０の一部	夢前町 宮置	田　中
	森ノ脇	２８０の一部 ２８３		
	森　脇	２８８の１		
	田　中	２５５の１から２５５の３まで ２５６の１から２５６の３まで ２５７の６の一部 ２５７の７	夢前町 宮置	本　防

備考　地番は、令和８年８月３１日現在の地番である。

<参考>付図１

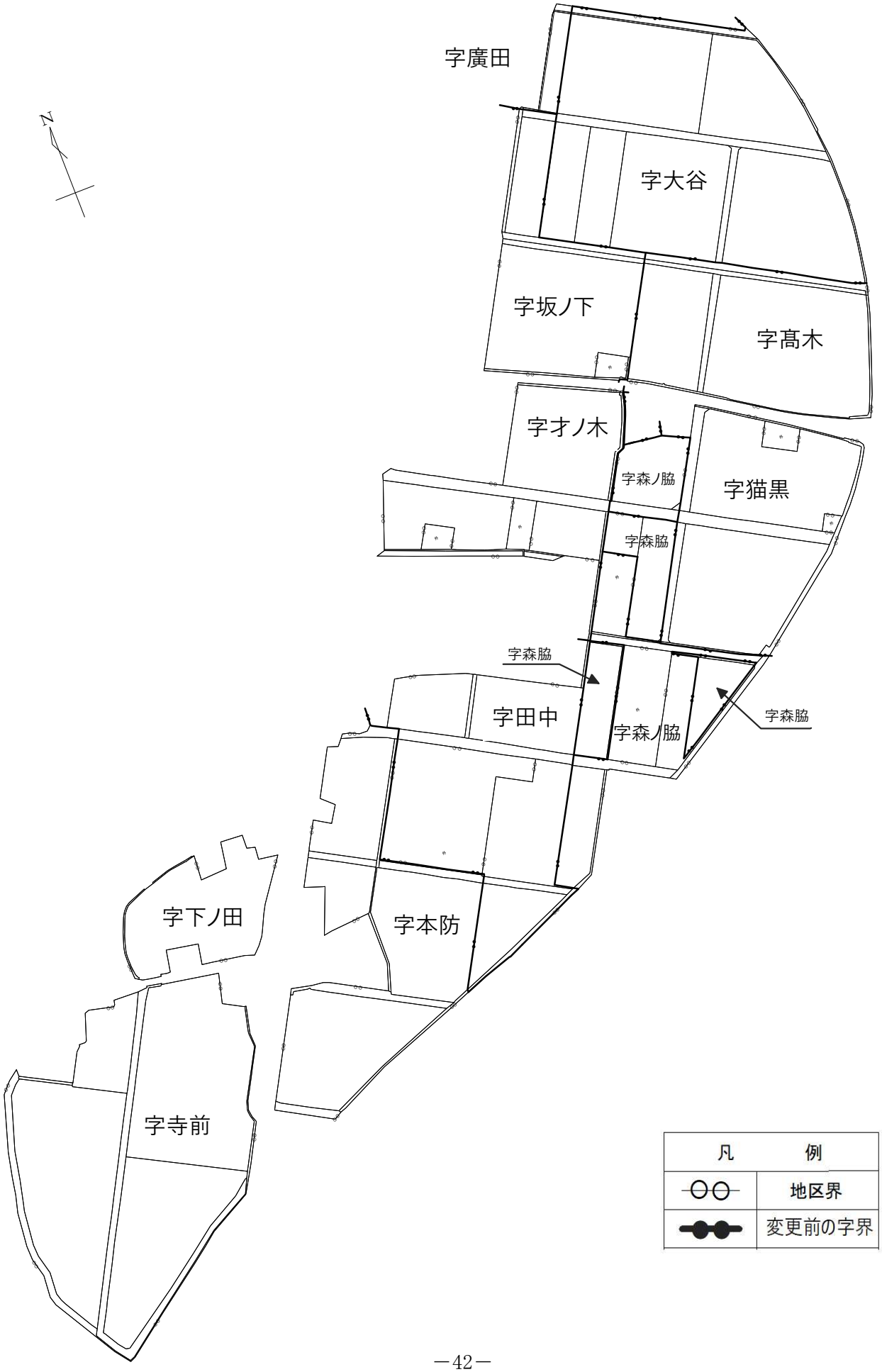
位置図



S=1:15000

<参考>付図２－１

変更前の字区域



<参考>付図２－２

変更後の字区域



議　　案　　第１７３号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

市川町外三ケ市町共有財産事務組合規約の変更について

地方自治法第２８６条第１項の規定により、市川町外三ケ市町共有財産事務組合規約を下記のとおり変更することについて協議したい。

地方自治法第２９０条の規定により提出する。

記

市川町外三ケ市町共有財産事務組合規約の全部を変更する規約

市川町外三ケ市町共有財産事務組合規約（平成１８年兵庫県指令市振第２６６９号）の全部を次のように変更する。

市川町外三ケ市町共有財産事務組合規約

第１章　総則

（組合の名称）

第１条　この組合は、市川町外三ケ市町共有財産事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合の組織）

第２条　この組合は、市川町、福崎町、姫路市及び加西市（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第３条　この組合は、関係市町の共有する土地の維持管理に関する事務を共同処理する。

（組合事務所の位置）

第４条　この組合の事務所は、管理者（第８条に規定する管理者をいう。次条第３項及び第４項において同じ。）の属する市町の事務所内に置く。

第２章　組合の議会

（組合の議会の組織等）

第５条　組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、１９人とし、その選出区及び選出区ごとの定数は、別表１のとおりとする。

２　前項の組合議員は、選出区内に住所を有し、当該選出区の属する関係市町の議会において議員の被選挙権を有する者のうちから、関係市町の長が当該議会の同意を得て選任する。

３　管理者は、選任を行うべき事由が生じたときは、直ちにこれを関係市町の長に通知しなければならない。

４　関係市町の長が、前項に規定する通知を受けたときは、第２項の規定により速やかに組合議員を選任し、管理者に報告をしなければならない。

５　組合議員が欠けたときは、直ちに補欠の組合議員を選任しなければならない。

（組合議員の任期）

第６条　組合議員の任期は、４年とする。

２　補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長及び副議長）

第７条　組合の議会に議長及び副議長各１人を置く。

２　議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちから選挙により定める。

３　議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

第３章　組合の執行機関

（管理者及び副管理者）

第８条　組合に管理者及び副管理者３人を置く。

２　管理者及び副管理者は、市川町長、福崎町長、加西市長及び姫路市副市長の互選によって定める。この場合において、管理者又は副管理者となる姫路市副市長は１人とし、姫路市長が指名する。

３　管理者は、組合を統轄し、これを代表する。

４　副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ定めた順によりその職務を代理する。

（会計管理者）

第９条　組合に会計管理者１人を置く。

２　会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者をもってこれに充てる。

（執行機関の任期）

第１０条　管理者及び副管理者の任期は、市川町長、福崎町長、加西市長又は第８条第２項に規定する姫路市副市長としての任期による。

（職員）

第１１条　組合に職員を置くことができる。

２　職員は、管理者が任免する。

（監査委員）

第１２条　組合に監査委員２人を置く。

２　監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、関係市町の地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９６条第１項に規定する識見を有する者として選任された監査委員（次項において「関係市町の監査委員」という。）及び組合議員のうちから各１人を選任する。

３　監査委員の任期は、関係市町の監査委員のうちから選任される者にあっては当該関係市町の監査委員の任期とし、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員の任期による。

第４章　組合の経費等

（組合の経費の支弁の方法）

第１３条　組合に必要な経費は、組合財産より生ずる収入及び組合に属する収入をもってこれに充て、不足又は剰余を生ずるときは、別表２に定める率によって関係市町がこれを負担し、又は関係市町に分配するものとする。

（規定の準用）

第１４条　この規約に定めるものを除くほか、必要な事項は、地方自治法中、市に関する規定を準用する。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規約の施行の際、現に組合議員の職にある者及び監査委員の職にある者は、改正後の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

別表１（第５条関係）

選　出　区	区　　域		定　数
市川町瀬加地区	市川町下瀬加の内	下瀬加地区	２人
	市川町上瀬加の内	上瀬加地区	
	市川町下牛尾の内	下牛尾地区	
	市川町上牛尾の内	上牛尾地区	
市川町川辺地区	市川町西川辺の内	西川辺地区	４人
	市川町浅野の内	浅野地区	
	市川町屋形の内	屋形地区	
	市川町小畑の内	東小畑地区	
		西小畑地区	
	市川町東川辺の内	東川辺地区	
	市川町西田中の内	西田中地区	
	市川町北田中の内	北田中地区	
	市川町上田中の内	上田中地区	
	市川町保喜の内	保喜地区	
福崎町田原地区	福崎町南田原の内	長目地区	４人
		中島地区	
		西光寺地区	
		八反田地区	
		吉田地区	
		西野地区	

	福崎町西田原の内	井ノ口地区	
		北野地区	
		辻川地区	
		田尻地区	
	福崎町東田原の内	大門地区	
		加治谷地区	
福崎町八千種地区	福崎町八千種の内	余田地区	２人
		庄地区	
	福崎町大貫の内	南大貫地区	
		東大貫地区	
		西大貫地区	
福崎町福崎地区	福崎町高橋の内	高橋地区	１人
姫路市船津地区	姫路市船津町の内	仁色地区	２人
		上野地区	
		御立地区	
		宮脇地区	
		八幡地区	
姫路市山田地区	姫路市山田町多田の内	西多田地区	１人
		東多田地区	
	姫路市山田町北山田の内	北山田地区	
姫路市香寺町中寺地区	姫路市香寺町土師の内	土師地区	１人
	姫路市香寺町溝口の内	溝口地区	
	姫路市香寺町岩部の内	岩部地区	
姫路市香寺町香呂地区	姫路市香寺町広瀬の内	広瀬地区	１人
加西市富田地区	加西市畑町の内	畑地区	１人

別表２（第１３条関係）

関係市町	区　　域	負担率及び配分率
市川町	市川町瀬加地区	１万分の１，０４６
	市川町川辺地区	１万分の２，１６１
福崎町	福崎町田原地区	１万分の２，８０１
	福崎町八千種地区	１万分の１，１６７
	福崎町福崎地区	１万分の　２３３
姫路市	姫路市船津地区	１万分の１，１６７
	姫路市山田地区	１万分の　７００
	姫路市香寺町中寺地区	１万分の　５５１
	姫路市香寺町香呂地区	１万分の　１５９
加西市	加西市富田地区	１万分の　１５

議　　案　　第１７４号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

令和８年３月２５日議決を得た辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の一部を下記のとおり変更したい。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第８項において準用する同条第１項の規定により提出する。

記

３　公共的施設の整備計画を次のように改める。

３　公共的施設の整備計画

令和８年度から令和１２年度まで　５年間

（単位　千円）

施設名 ＼ 事業主体名		事　業　費	財　源　内　訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道坊勢南北線	姫路市	６２７，８００	０	６２７，８００	６２７，８００
海底送水管（家島・坊勢島間）	姫路市	１，６７８，０８６	１，１７７，４４７	５００，６３９	５００，６００
坊勢スポーツセンター	姫路市	２６３，７００	０	２６３，７００	２６３，７００
合　　計		２，５６９，５８６	１，１７７，４４７	１，３９２，１３９	１，３９２，１００

議　　案　　第１７５号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

議決更正について

令和７年１０月３日議案第１１８号にて議決を得た姫路市飾磨市民センター大規模改修（電気）工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「１６１，２６０，０００円」を「１６３，４７０，２１２円」に更正する。

議　　案　　第１７６号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

議決更正について

令和７年１２月１９日議案第１５１号にて議決を得て、令和８年６月２６日議案第７６号にて契約金額の変更の議決を得た坊勢漁港（亀岩地区）亀岩－２．０ｍ物揚場D外地盤改良工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「２６１，８９５，２６９円」を「２６７，１６３，４７１円」に更正する。

議　　案　　第１７７号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

議決更正について

令和８年１０月５日議案第１２７号にて議決を得た農村地域防災減災事業阿成井堰改修（その２）工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「３１２，４００，０００円」を「３３８，５３７，１８９円」に更正する。

議　　案　　第１７８号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

議決更正について

令和７年１２月１９日議案第１５２号にて議決を得た大手前公園地下駐車場改修工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「７９０，９００，０００円」を「７９８，２２８，３２６円」に更正する。

議　　案　　第１７９号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

議決更正について

令和７年１０月３日議案第１２６号にて議決を得た都市計画道路広畑幹線ほか１路線橋梁下部（その４）外工事請負契約の件中、工期及び契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「

工　　期	令和９年３月１７日限り
契 約 金 額	８２５，０００，０００円

」を

「

工　　期	令和９年３月３０日限り
契 約 金 額	９１２，４０３，９３７円

」に更正する。

議　　案　　第１８０号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

議決更正について

令和７年１０月３日議案第１２７号にて議決を得て、同年１２月１９日議案第１７２号にて契約金額の変更の議決を得た姫路市姫路東消防署新築（建築）工事請負契約の件中、工期及び契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「

工　　期	令和９年４月３０日限り
契　約　金　額	１，３９７，５１７，９３２円

」を

「

工　　期	令和１０年１月３１日限り
契　約　金　額	１，３８７，００９，６８０円

」に更正する。

議　　案　　第１８１号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

議決更正について

令和７年１０月３日議案第１２８号にて議決を得た姫路市姫路東消防署新築（電気）工事請負契約の件中、工期及び契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「

工　　期	令和９年４月３０日限り
契　約　金　額	２９０，９５０，０００円

」を

「

工　　期	令和１０年１月３１日限り
契　約　金　額	３０２，０５８，４３５円

」に更正する。

議　　案　　第１８２号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

議決更正について

令和７年１０月３日議案第１３４号にて議決を得た姫路市姫路東消防署新築（機械設備）工事請負契約の件中、工期及び契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「

工　　期	令和９年４月３０日限り
契　約　金　額	１７６，０００，０００円

」を

「

工　　期	令和１０年１月３１日限り
契　約　金　額	１８１，６９５，４０９円

」に更正する。

議　　案　　第１８３号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

議決更正について

令和７年１２月１９日議案第１５３号にて議決を得た姫路市立大津茂小学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「２８０，５００，０００円」を「２８１，９７３，５１４円」に更正する。

議　　案　　第１８４号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市職員給与条例及び姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市職員給与条例及び姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員給与条例及び姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（姫路市職員給与条例の一部改正）

第１条　姫路市職員給与条例（昭和２９年姫路市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項中「４，７００円」を「５，０００円」に、「２２，５００円」を「２４，０００円」に改める。

第１５条第２項中「期末手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の１２６．２５を」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５を」を加え、同条第３項中「１００分の７１．２５」」の次に「と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」」を加える。

第１５条の４第２項第１号中「加算した額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の１０６．２５を」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５を」を加え、同項第２号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の５１．２５を」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５を」を加える。

別表第１から別表第４までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	209,800	223,600	248,600	295,300	314,400	336,800	345,200	353,000	398,700
	2	211,500	225,300	250,200	296,300	315,700	338,900	347,600	355,600	401,400
	3	213,100	227,100	251,700	297,400	317,000	341,000	350,000	358,000	404,000
	4	214,700	228,800	253,200	298,400	318,300	343,200	352,400	360,600	406,700
	5	216,200	230,400	254,700	299,400	319,600	345,400	354,600	362,800	409,100
	6	217,900	231,900	256,100	300,500	321,100	347,100	356,900	365,400	411,800
	7	219,500	233,300	257,500	301,500	322,700	348,500	359,100	367,900	414,300
	8	221,100	234,900	259,000	302,600	324,300	350,000	361,200	370,200	417,000
	9	222,600	236,500	260,400	303,700	325,800	351,800	363,400	372,500	419,600
	10	224,300	238,000	261,700	304,900	327,400	353,700	365,700	375,000	422,300
	11	226,000	239,800	262,900	306,100	329,100	355,400	367,800	377,500	425,000
	12	227,700	241,600	264,100	307,300	330,700	357,000	370,100	380,000	427,600
	13	228,900	243,100	265,200	308,800	332,500	358,900	372,200	382,500	430,200
	14	230,500	244,200	266,700	310,500	334,200	360,900	374,400	385,100	432,800
	15	232,100	245,200	268,400	312,000	336,000	362,700	376,700	387,700	435,400
	16	233,600	246,200	269,800	313,600	337,500	364,600	379,000	390,200	437,900
	17	235,100	247,500	271,200	315,100	338,900	366,300	381,100	392,700	440,400
	18	236,700	248,800	272,600	316,700	340,300	368,100	383,400	395,300	443,000
	19	238,300	249,700	273,700	318,100	341,700	369,700	385,600	397,900	445,500
	20	239,900	250,600	275,100	319,400	343,000	371,500	387,700	400,500	447,900
	21	241,500	251,500	276,400	320,700	344,400	373,100	389,900	402,900	450,300
	22	243,200	252,800	277,800	322,200	346,200	374,800	392,100	405,600	452,700
	23	244,500	254,200	279,200	323,600	348,000	376,400	394,300	408,200	455,000
	24	245,800	255,600	280,800	325,000	349,800	378,000	396,600	410,800	457,400
	25	247,100	257,000	282,200	326,400	351,500	379,500	399,100	413,300	459,700
	26	248,200	258,400	283,200	327,600	353,300	381,200	401,700	416,000	462,000
	27	249,300	259,800	284,200	328,700	355,100	382,800	404,000	418,700	464,300
	28	250,400	261,200	285,200	329,900	356,700	384,400	406,200	421,300	466,600
	29	251,500	262,600	286,200	331,200	358,300	386,000	408,100	423,800	468,900
	30	252,400	263,800	287,200	332,800	360,000	387,800	410,400	426,300	471,200
	31	253,300	265,100	288,200	334,500	361,700	389,300	412,600	428,800	473,500
	32	254,300	266,400	289,200	336,100	363,400	390,900	414,600	431,300	475,700
	33	255,300	267,600	290,200	337,600	364,900	392,200	416,600	433,300	478,000
	34	256,200	268,800	291,200	339,200	366,500	393,800	418,900	435,900	480,400
	35	257,100	270,100	292,200	340,900	368,100	395,400	421,100	438,500	482,800
	36	257,900	271,300	293,200	342,500	369,600	396,900	423,300	441,100	485,200
	37	258,700	272,400	294,200	344,000	370,900	398,800	425,500	443,500	487,500
	38	259,300	273,500	295,300	345,700	372,600	400,700	427,900	445,900	489,900
	39	259,900	274,600	296,300	347,400	374,200	402,600	430,100	448,400	492,300
	40	260,500	275,700	297,300	349,000	375,800	404,400	432,500	450,800	494,700
	41	261,100	276,600	298,300	350,400	376,900	405,900	434,300	452,700	497,000
	42	261,700	277,600	299,600	352,100	378,400	407,700	436,200	454,800	500,100
	43	262,300	278,600	300,900	353,800	379,900	409,400	438,100	456,900	503,100
	44	262,900	279,600	302,100	355,400	381,400	411,000	439,900	459,100	506,100
	45	263,400	280,600	303,400	356,600	383,100	412,700	441,800	461,200	509,100
	46	264,000	281,500	304,700	358,500	384,900	414,100	443,600	463,300	512,100
	47	264,600	282,300	306,000	360,200	386,500	415,500	445,400	465,400	515,100
	48	265,100	283,200	307,200	361,800	388,200	416,900	447,200	467,300	518,200
	49	265,500	284,000	308,300	363,300	389,600	418,300	448,800	469,000	520,900
	50	265,900	284,800	309,500	364,900	390,900	419,500	450,300	470,800	524,000
	51	266,200	285,700	310,800	366,500	392,100	420,700	451,800	472,700	527,000
	52	266,500	286,400	312,100	368,100	393,500	421,700	453,300	474,600	530,100
	53	266,800	287,200	313,400	369,800	394,600	422,800	454,800	476,400	532,800
	54	267,100	288,000	314,500	371,600	395,500	424,000	456,100	478,300	535,100
	55	267,400	288,800	315,500	373,400	396,500	425,100	457,400	480,200	537,400
	56	267,700	289,400	316,500	375,200	397,500	426,200	458,600	481,900	539,700
	57	268,000	290,100	317,700	376,700	398,300	426,900	459,800	483,700	541,700

	58	268,300	290,900	318,900	378,100	399,200	427,600	461,100	485,300	543,000
	59	268,600	291,600	320,100	379,500	400,100	428,200	462,400	486,700	544,500
	60	268,900	292,300	321,300	380,900	400,900	428,900	463,600	488,200	545,800
	61	269,200	293,000	322,500	382,400	401,700	429,500	464,800	489,600	547,000
	62	269,500	293,800	323,800	383,200	402,500	430,100	465,600	490,800	548,400
	63	269,800	294,500	325,200	384,100	403,300	430,600	466,400	492,000	549,900
	64	270,100	295,200	326,500	385,100	404,000	431,000	467,200	493,200	551,300
	65	270,400	295,900	327,800	386,000	404,700	431,400	467,800	494,200	552,400
	66	270,700	296,600	329,100	387,100	405,400	431,600	468,400	494,900	553,500
	67	271,000	297,300	330,400	388,000	406,100	431,900	469,000	495,500	554,700
	68	271,300	297,900	331,700	389,000	406,800	432,200	469,600	496,200	555,800
	69	271,600	298,600	333,100	389,900	407,300	432,500	470,300	496,900	556,800
	70	271,900	299,300	334,300	390,600	407,900	432,800	471,100	497,600	557,700
	71	272,200	300,000	335,500	391,300	408,500	433,100	471,500	498,200	558,600
	72	272,500	300,700	336,600	391,900	409,200	433,400	472,200	498,800	559,400
	73	272,800	301,200	337,500	392,300	409,600	433,600	472,700	499,300	560,200
	74		301,900	338,700	392,900	410,200	433,900	473,100	499,900	561,100
	75		302,500	339,900	393,500	410,800	434,100	473,500	500,500	561,800
	76		303,200	341,200	394,200	411,300	434,400	473,900	501,000	562,300
	77		303,800	342,300	394,500	411,700	434,600	474,300	501,500	562,900
	78		304,400	343,500	395,200	412,300	434,900	474,600	502,000	563,500
	79		305,000	344,700	395,900	412,900	435,200	474,900	502,400	564,300
	80		305,800	345,900	396,500	413,400	435,500	475,200	502,700	564,900
	81		306,400	347,200	396,800	413,800	435,700	475,500	503,000	565,300
	82		306,900	348,200	397,300	414,300	436,000	475,800		
	83		307,400	349,300	397,900	414,800	436,300	476,100		
	84		307,800	350,400	398,500	415,400	436,500	476,400		
	85		308,300	351,100	398,800	415,700	436,700	476,700		
	86		308,800	352,000	399,400	416,100	437,000			
	87		309,200	352,700	400,100	416,400	437,300			
	88		309,700	353,500	400,700	416,800	437,500			
	89		310,100	354,300	401,100	417,100	437,700			
	90		310,600	354,700	401,600	417,400	438,000			
	91		311,000	355,200	402,200	417,700	438,300			
	92		311,500	355,900	402,700	417,900	438,500			
	93		311,900	356,700	403,200	418,100	438,700			
	94			357,400	403,800	418,400	439,000			
	95			358,100	404,200	418,700	439,300			
	96			358,700	404,500	418,900	439,500			
	97			359,200	404,900	419,100	439,700			
	98			359,800	405,400	419,400	439,800			
	99			360,300	405,800	419,700	440,000			
	100			360,900	406,200	419,900	440,200			
	101			361,200	406,600	420,100	440,400			
	102			361,700	407,100	420,400				
	103			362,000	407,500	420,700				
	104			362,400	407,900	420,900				
	105			362,800	408,200	421,100				
短時間勤務職員 定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		181,800	218,800	247,600	272,700	292,400	314,800	331,300	358,900	405,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第２３条及び第２４条に規定する職員を除く。

別表第２（第３条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,000	199,000	249,200	295,300	314,400
	2	199,900	199,900	250,800	296,300	315,700
	3	200,800	200,800	252,300	297,400	317,000
	4	201,700	201,700	253,800	298,400	318,300
	5	202,700	202,700	255,100	299,400	319,600
	6	203,700	203,700	256,500	300,500	321,100
	7	204,700	204,700	257,900	301,500	322,700
	8	205,700	205,700	259,400	302,600	324,300
	9	206,700	206,700	260,900	303,700	325,800
	10	207,900	207,900	262,200	304,900	327,400
	11	209,000	209,000	263,400	306,100	329,100
	12	210,100	210,100	264,600	307,300	330,700
	13	211,200	211,200	265,700	308,800	332,500
	14	212,900	212,900	267,200	310,500	334,200
	15	214,500	214,500	268,900	312,000	336,000
	16	216,000	216,000	270,300	313,600	337,500
	17	217,600	217,600	271,700	315,100	338,900
	18	218,900	218,900	273,100	316,700	340,300
	19	220,300	220,300	274,200	318,100	341,700
	20	221,700	221,700	275,600	319,400	343,000
	21	223,200	223,300	276,800	320,700	344,400
	22	224,900	225,100	278,200	322,200	346,200
	23	226,800	227,100	279,600	323,600	348,000
	24	228,400	228,800	281,200	325,000	349,800
	25	230,100	230,400	282,600	326,400	351,500
	26	231,600	231,900	283,500	327,600	353,300
	27	233,000	233,300	284,400	328,700	355,100
	28	234,600	234,900	285,300	329,900	356,700
	29	236,200	236,500	286,200	331,200	358,300
	30	237,800	238,100	287,300	332,800	360,000
	31	239,500	239,800	288,200	334,500	361,700
	32	241,300	241,600	289,200	336,100	363,400
	33	242,700	243,100	290,200	337,600	364,900
	34	243,800	244,200	291,300	339,200	366,500
	35	244,800	245,200	292,100	340,900	368,100
	36	245,800	246,200	293,200	342,500	369,600
	37	247,000	247,500	294,200	344,000	370,900
	38	248,300	248,800	295,400	345,700	372,600
	39	249,100	249,700	296,300	347,400	374,200
	40	249,900	250,600	297,300	349,000	375,800
	41	250,800	251,500	298,400	350,400	376,900
	42	252,100	252,800	299,800	352,100	378,400
	43	253,500	254,200	301,000	353,800	379,900
	44	254,900	255,600	302,200	355,400	381,400
	45	256,200	257,000	303,500	356,600	383,100
	46	257,500	258,400	304,800	358,500	384,900
	47	258,800	259,800	306,100	360,200	386,500
	48	260,100	261,200	307,300	361,800	388,200
	49	261,500	262,600	308,500	363,300	389,600
	50	262,600	263,800	309,800	364,900	390,900
	51	263,800	265,100	311,100	366,500	392,100
	52	265,000	266,400	312,300	368,100	393,500
	53	266,200	267,600	313,500	369,800	394,600
	54	267,200	268,800	314,600	371,600	395,500
	55	268,300	270,100	315,600	373,400	396,500
	56	269,300	271,300	316,600	375,200	397,500
	57	270,100	272,400	317,800	376,700	398,300

	58	270,900	273,500	318,900	378,100	399,200
	59	271,700	274,600	320,000	379,500	400,100
	60	272,500	275,700	321,100	380,900	400,900
	61	273,100	276,600	322,500	382,400	401,700
	62	273,800	277,600	323,800	383,200	402,500
	63	274,500	278,600	325,200	384,100	403,300
	64	275,200	279,600	326,500	385,100	404,000
	65	275,800	280,600	327,800	386,000	404,700
	66	276,400	281,500	329,100	387,100	405,400
	67	276,900	282,300	330,400	388,000	406,100
	68	277,500	283,200	331,700	389,000	406,800
	69	278,000	284,000	333,100	389,900	407,300
	70	278,500	284,800	334,300	390,600	407,900
	71	279,100	285,700	335,500	391,300	408,500
	72	279,500	286,400	336,600	391,900	409,200
	73	280,100	287,200	337,500	392,300	409,600
	74	280,600	288,000	338,700	392,900	410,200
	75	281,100	288,800	339,900	393,500	410,800
	76	281,500	289,400	341,200	394,200	411,300
	77	281,900	290,100	342,300	394,500	411,700
	78	282,300	290,900	343,500	395,200	412,300
	79	282,600	291,600	344,700	395,900	412,900
	80	283,000	292,300	345,900	396,500	413,400
	81	283,400	293,000	347,100	396,800	413,800
	82	283,800	293,800	348,100	397,300	414,300
	83	284,100	294,500	349,200	397,900	414,800
	84	284,500	295,200	350,300	398,500	415,400
	85	284,900	295,900	351,000	398,800	415,700
	86	285,300	296,600	351,900	399,400	416,100
	87	285,700	297,300	352,600	400,100	416,400
	88	286,000	297,900	353,400	400,700	416,800
	89	286,400	298,600	354,100	401,100	417,100
	90	286,800	299,300	354,500	401,600	417,400
	91	287,200	300,000	355,000	402,200	417,700
	92	287,600	300,700	355,700	402,700	417,900
	93	287,900	301,200	356,400	403,200	418,100
	94	288,300	301,900	357,000	403,800	418,400
	95	288,700	302,500	357,600	404,200	418,700
	96	289,100	303,200	358,100	404,500	418,900
	97	289,500	303,800	358,700	404,900	419,100
	98	289,800	304,300	359,200	405,400	419,400
	99	290,200	304,800	359,600	405,800	419,700
	100	290,700	305,500	360,100	406,200	419,900
	101	291,100	305,700	360,600	406,600	420,100
	102	291,300	306,000	361,100	407,100	420,400
	103	291,600	306,300	361,400	407,500	420,700
	104	291,900	306,500	361,800	407,900	420,900
	105	292,300	306,800	362,100	408,200	421,100
	106	292,600	307,100			
	107	292,900	307,400			
	108	293,200	307,800			
	109	293,500	307,900			
	110		308,200			
	111		308,400			
	112		308,700			
	113		309,000			
短時間勤務職員 定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		181,800	218,800	247,600	272,700	292,400

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

別表第３（第３条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	215,700	240,400	295,300	315,900	336,800	345,200	353,000	398,700
	2	217,600	242,200	296,300	317,200	338,900	347,600	355,600	401,400
	3	219,400	244,000	297,400	318,500	341,000	350,000	358,000	404,000
	4	221,200	245,800	298,400	319,800	343,200	352,400	360,600	406,700
	5	223,100	247,500	299,400	321,400	345,400	354,600	362,800	409,100
	6	224,800	249,200	300,500	323,000	347,100	356,900	365,400	411,800
	7	226,700	250,800	301,500	324,700	348,500	359,100	367,900	414,300
	8	228,400	252,400	302,600	326,400	350,000	361,200	370,200	417,000
	9	230,100	253,900	303,700	327,800	351,800	363,400	372,500	419,600
	10	231,600	255,500	304,900	329,400	353,700	365,700	375,000	422,300
	11	233,000	257,000	306,100	331,100	355,400	367,800	377,500	425,000
	12	234,600	258,600	307,300	332,700	357,000	370,100	380,000	427,600
	13	236,300	260,100	308,800	334,500	358,900	372,200	382,500	430,200
	14	237,800	261,500	310,500	336,200	360,900	374,400	385,100	432,800
	15	239,600	262,800	312,000	338,000	362,700	376,700	387,700	435,400
	16	241,400	264,000	313,600	339,500	364,600	379,000	390,200	437,900
	17	243,000	265,200	315,100	341,000	366,300	381,100	392,700	440,400
	18	244,000	266,700	316,700	342,400	368,100	383,400	395,300	443,000
	19	245,000	268,400	318,100	343,800	369,700	385,600	397,900	445,500
	20	246,000	269,800	319,400	345,100	371,500	387,700	400,500	447,900
	21	247,300	271,200	320,700	346,600	373,100	389,900	402,900	450,300
	22	248,600	272,600	322,200	348,400	374,800	392,100	405,600	452,700
	23	249,500	273,700	323,600	350,200	376,400	394,300	408,200	455,000
	24	250,500	275,100	325,000	352,000	378,000	396,600	410,800	457,400
	25	251,400	276,400	326,400	353,800	379,500	399,100	413,300	459,700
	26	252,900	277,800	327,600	355,700	381,200	401,700	416,000	462,000
	27	254,500	279,200	328,700	357,600	382,800	404,000	418,700	464,300
	28	256,100	280,800	329,900	359,300	384,400	406,200	421,300	466,600
	29	257,600	282,200	331,200	360,800	386,000	408,100	423,800	468,900
	30	259,000	283,200	332,800	362,600	387,800	410,400	426,300	471,200
	31	260,400	284,200	334,500	364,400	389,300	412,600	428,800	473,500
	32	261,800	285,200	336,100	366,200	390,900	414,600	431,300	475,700
	33	263,200	286,200	337,600	367,700	392,200	416,600	433,300	478,000
	34	264,400	287,200	339,200	369,300	393,800	418,900	435,900	480,400
	35	265,700	288,200	340,900	370,900	395,400	421,100	438,500	482,800
	36	267,000	289,200	342,500	372,400	396,900	423,300	441,100	485,200
	37	268,400	290,200	344,000	373,900	398,800	425,500	443,500	487,500
	38	269,600	291,200	345,700	375,600	400,700	427,900	445,900	489,900
	39	270,900	292,200	347,400	377,200	402,600	430,100	448,400	492,300
	40	272,100	293,200	349,000	378,800	404,400	432,500	450,800	494,700
	41	273,000	294,200	350,400	380,100	405,900	434,300	452,700	497,000
	42	274,000	295,300	352,100	381,700	407,700	436,200	454,800	500,100
	43	275,000	296,300	353,800	383,300	409,400	438,100	456,900	503,100
	44	276,000	297,300	355,400	384,900	411,000	439,900	459,100	506,100
	45	277,100	298,300	356,600	386,600	412,700	441,800	461,200	509,100
	46	278,100	299,600	358,500	388,500	414,100	443,600	463,300	512,100
	47	279,000	300,900	360,200	390,200	415,500	445,400	465,400	515,100
	48	280,000	302,100	361,800	392,100	416,900	447,200	467,300	518,200
	49	281,100	303,400	363,300	393,300	418,300	448,800	469,000	520,900
	50	281,800	304,700	364,900	394,700	419,500	450,300	470,800	524,000
	51	282,600	306,000	366,500	396,000	420,700	451,800	472,700	527,000
	52	283,400	307,200	368,100	397,500	421,700	453,300	474,600	530,100
	53	284,300	308,300	369,800	398,700	422,800	454,800	476,400	532,800
	54	285,400	309,500	371,600	399,700	424,000	456,100	478,300	535,100
	55	286,600	310,800	373,400	400,800	425,100	457,400	480,200	537,400
	56	287,600	312,100	375,200	401,900	426,200	458,600	481,900	539,700

	57	288,400	313,400	376,700	402,900	426,900	459,800	483,800	541,700
	58	289,400	314,500	378,100	403,800	427,600	461,100	485,300	543,000
	59	290,400	315,500	379,500	404,700	428,200	462,400	486,700	544,500
	60	291,200	316,500	380,900	405,500	428,900	463,600	488,200	545,800
	61	292,200	317,700	382,400	406,200	429,500	464,800	489,600	547,000
	62	293,100	318,900	383,200	406,900	430,100	465,600	490,800	548,400
	63	293,900	320,100	384,100	407,600	430,600	466,400	492,000	549,900
	64	294,700	321,300	385,100	408,200	431,000	467,200	493,200	551,300
	65	295,600	322,500	386,000	408,600	431,400	467,800	494,200	552,400
	66	296,600	323,800	387,100	409,300	431,600	468,400	494,900	553,500
	67	297,500	325,200	388,000	410,000	431,900	469,000	495,500	554,700
	68	298,400	326,500	389,000	410,700	432,200	469,600	496,200	555,800
	69	299,300	327,800	389,900	411,200	432,500	470,300	496,900	556,800
	70	300,100	329,100	390,600	411,900	432,800	471,100	497,600	557,700
	71	300,900	330,400	391,300	412,500	433,100	471,500	498,200	558,600
	72	301,600	331,700	391,900	413,200	433,400	472,200	498,800	559,400
	73	302,500	333,100	392,300	413,800	433,600	472,700	499,300	560,200
	74	303,400	334,300	392,900	414,400	433,900	473,100	499,900	561,100
	75	304,200	335,500	393,500	415,000	434,100	473,500	500,500	561,800
	76	305,000	336,600	394,200	415,500	434,400	473,900	501,000	562,300
	77	305,800	337,500	394,500	416,100	434,600	474,300	501,500	562,900
	78	306,600	338,700	395,200	416,700	434,900	474,600	502,000	563,500
	79	307,300	339,900	395,900	417,300	435,200	474,900	502,400	564,300
	80	308,100	341,200	396,500	417,800	435,500	475,200	502,700	564,900
	81	308,800	342,300	396,800	418,400	435,700	475,500	503,000	565,300
	82		343,500	397,300	418,900	436,000	475,800		
	83		344,700	397,900	419,400	436,300	476,100		
	84		345,900	398,500	420,000	436,500	476,400		
	85		347,200	398,800	420,400	436,700	476,700		
	86		348,200	399,400	420,800	437,000			
	87		349,300	400,100	421,100	437,300			
	88		350,400	400,700	421,500	437,500			
	89		351,100	401,100	422,000	437,700			
	90		352,000	401,600	422,300	438,000			
	91		352,700	402,200	422,600	438,300			
	92		353,500	402,700	422,800	438,500			
	93		354,300	403,200	423,100	438,700			
	94		354,700	403,800	423,400	439,000			
	95		355,200	404,200	423,700	439,300			
	96		355,900	404,500	423,900	439,500			
	97		356,700	404,900	424,200	439,700			
	98		357,400	405,400	424,500	439,800			
	99		358,100	405,800	424,800	440,000			
	100		358,700	406,200	425,000	440,200			
	101		359,200	406,600	425,200	440,400			
	102		359,800	407,100	425,500				
	103		360,300	407,500	425,800				
	104		360,900	407,900	426,000				
	105		361,200	408,200	426,200				
	106		361,700						
	107		362,000						
	108		362,400						
	109		362,800						
短時間勤務職員 定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		218,800	247,600	272,700	292,400	314,800	331,300	358,900	405,400

備考　この表は、消防職員で規則で定めるものに適用する。

別表第４（第３条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	317,300	398,900	420,700	518,700
	2	319,700	401,600	424,300	520,500
	3	322,000	404,200	428,100	522,300
	4	324,200	406,800	431,700	524,100
	5	326,400	409,400	434,600	525,900
	6	329,900	412,200	438,100	527,600
	7	333,400	415,000	441,500	529,300
	8	336,900	417,700	444,500	531,000
	9	340,500	419,900	447,700	532,700
	10	344,000	422,400	450,300	534,800
	11	347,500	424,900	453,000	536,900
	12	351,000	427,400	455,300	539,000
	13	354,500	430,100	457,600	541,000
	14	358,000	432,800	459,600	542,900
	15	361,500	435,500	461,600	545,000
	16	365,000	438,100	463,500	547,000
	17	368,400	440,600	465,400	548,900
	18	371,600	442,800	467,100	550,900
	19	374,900	444,800	468,800	552,900
	20	378,100	446,900	470,500	554,600
	21	381,400	449,000	472,300	556,400
	22	384,700	450,600	474,100	558,200
	23	387,900	452,200	476,000	560,000
	24	391,000	453,800	477,800	561,800
	25	394,200	455,400	479,700	563,400
	26	396,600	456,900	481,500	565,200
	27	399,000	458,400	483,400	567,000
	28	401,200	459,800	485,200	568,800
	29	403,200	461,200	486,900	570,400
	30	404,900	462,700	488,900	572,200
	31	406,600	464,200	490,800	574,000
	32	408,400	465,600	492,700	575,700
	33	410,200	466,900	494,200	577,300
	34	412,000	468,400	495,900	579,100
	35	413,600	469,800	497,700	580,800
	36	415,100	471,200	499,500	582,500
	37	416,600	472,600	501,300	584,000
	38	418,000	474,000	503,000	585,600
	39	419,400	475,300	504,800	587,000
	40	420,800	476,600	506,600	588,600
	41	422,300	478,000	508,400	590,100
	42	423,100	479,300	510,100	591,500
	43	423,800	480,700	511,900	592,900
	44	424,500	482,100	513,700	594,100
	45	425,300	483,400	515,500	595,200
	46	425,900	484,700	517,400	596,200
	47	426,500	486,000	519,300	597,200
	48	427,000	487,400	521,200	598,100
	49	427,500	488,800	523,100	599,000
	50	427,900	490,400	524,800	599,900
	51	428,400	492,000	526,600	600,800
	52	428,800	493,500	528,400	601,700
	53	429,200	495,100	530,000	602,400
	54	429,500	496,300	531,800	603,300
	55	429,800	497,300	533,600	604,200
	56	430,200	498,300	535,100	605,100

	57	430,500	499,100	536,500	606,000
	58	430,800	500,000	538,200	606,900
	59	431,100	500,900	540,000	607,800
	60	431,400	501,700	541,700	608,500
	61	431,800	502,400	543,200	609,300
	62	432,100	503,100	544,500	610,200
	63	432,400	503,800	545,800	611,100
	64	432,700	504,400	547,100	611,900
	65	433,000	505,000	548,100	612,800
	66		505,700	549,400	
	67		506,300	550,700	
	68		506,900	552,000	
	69		507,200	553,000	
	70		507,800	553,800	
	71		508,400	554,600	
	72		509,100	555,400	
	73		509,500	556,300	
	74		510,100	557,100	
	75		510,800	557,900	
	76		511,500	558,600	
	77		511,900	559,400	
	78		512,500	560,200	
	79		513,100	560,900	
	80		513,600	561,800	
	81		514,100	562,700	
	82		514,600	563,500	
	83		515,100	564,400	
	84		515,600	565,300	
	85		516,000	566,100	
	86		516,500	566,900	
	87		516,900	567,700	
	88		517,300	568,400	
	89		517,800	569,200	
	90		518,400	570,100	
	91		518,900	571,000	
	92		519,300	571,900	
	93		519,800	572,700	
	94		520,400	573,600	
	95		521,000	574,500	
	96		521,500	575,400	
	97		522,000	576,200	
	98			577,100	
	99			578,000	
	100			578,900	
	101			579,700	
短時間勤務職員 定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		324,100	368,600	426,100	503,700

備考　この表は、医師又は歯科医師である職員に適用する。

第２条　姫路市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５を、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７２．５」に改め、「と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」」を削る。

第１５条の４第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５を、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の５１．２５を、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に改める。

（姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２１年姫路市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項及び第１０条第２項中「１００分の９６．２５」」の次に「と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」」を加え、「１００分の８８．７５」」の次に「と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」」を加える。

第４条　姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条第２項及び第１０条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の９６．２５」を「１００分の９７．５」に改め、「と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」」を削り、「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の８８．７５」を「１００分の９０」に改め、「と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」」を削る。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の姫路市職員給与条例及び第３条の規定による改正後の姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項においてこれらを「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の姫路市職員給与条例及び第３条の規定による改正前の姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議　　案　　第１８５号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和２６年姫路市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第２条　特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後

の条例の規定による給与の内払とみなす。

議　　案　　第１８６号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　姫路市議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和３１年姫路市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第２条　姫路市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の姫路市議会の議員の議員報酬等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の姫路市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議　　案　　第１８７号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

第１条　姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年姫路市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「３０５，６００円」を「３１７，３００円」に、「５９５，０００円」を「６１２，８００円」に改め、同条第２号中「１９５，２００円」を「２０４，７００円」に、「３９６，５００円」を「４０８，２００円」に改め、同条第３号中「１９５，８００円」を「２０５，３００円」に、「３９６，５００円」を「４０８，２００円」に改める。

第５条の表第１５条の４第２項各号列記以外の部分の項及び第８条の表第１５条の４第２項各号列記以外の部分の項中「勤勉手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の１０６．２５を」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５を」を加える。

第２条　姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条の表第１５条の４第２項各号列記以外の部分の項及び第８条の表第１５条の４第２項各号列記以外の部分の項中「、６月に支給する場合には１００分の１０

６．２５を、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議　　案　　第１８８号

令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　姫路市立学校職員の給与に関する条例（昭和３１年姫路市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第９条中「４，７００円」を「５，０００円」に改める。

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）

高等学校職員給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	223,000	244,500	343,900	403,000	479,200
	2	225,400	246,900	345,700	404,500	481,000
	3	227,800	249,300	347,600	406,000	482,800
	4	230,100	251,800	349,400	407,500	484,600
	5	232,300	254,300	351,100	409,000	486,300
	6	234,700	256,700	353,200	410,400	488,000
	7	236,900	259,100	355,300	411,900	489,900
	8	239,100	261,600	357,300	413,300	491,700
	9	241,300	264,000	359,300	414,600	493,400
	10	243,500	265,600	361,300	416,000	495,000
	11	245,700	267,200	363,200	417,500	496,700
	12	248,000	268,800	365,000	419,000	498,200
	13	250,200	270,400	366,800	420,300	499,700
	14	252,300	271,800	368,400	421,800	501,000
	15	254,400	273,200	369,900	423,300	502,400
	16	256,500	274,600	371,400	424,800	503,700
	17	258,600	276,000	372,700	426,200	504,900
	18	260,400	277,200	374,300	427,800	505,500
	19	262,100	278,400	375,700	429,400	506,100
	20	263,800	279,600	377,100	430,900	506,800
	21	265,500	280,900	378,500	432,100	507,400
	22	266,800	282,000	380,100	433,500	508,000
	23	268,100	283,100	381,700	434,900	508,600
	24	269,300	284,300	383,100	436,200	509,300
	25	270,500	285,600	384,600	437,800	509,900
	26	271,700	287,300	386,100	439,200	510,500
	27	272,900	289,000	387,500	440,500	511,100
	28	274,100	290,700	388,700	441,900	511,800
	29	275,200	292,400	390,000	443,300	512,400
	30	276,200	294,400	391,700	444,600	513,000
	31	277,300	296,600	393,200	446,100	513,600
	32	278,300	298,900	394,900	447,600	514,300
	33	279,400	301,100	396,700	449,200	514,900
	34	280,500	303,300	398,400	450,600	515,500
	35	281,700	305,600	400,100	452,200	516,100
	36	283,000	307,800	401,800	453,700	516,800
	37	284,200	309,900	403,100	455,400	517,400
	38	285,300	311,800	404,600	456,900	518,000
	39	286,500	313,700	405,800	458,500	518,600
	40	287,600	315,500	406,900	460,100	519,300
	41	288,900	317,400	407,900	461,600	519,900
	42	289,900	319,300	409,200	463,100	
	43	290,900	321,100	410,500	464,300	
	44	291,800	322,800	411,800	465,500	
	45	292,400	324,500	413,300	466,700	
	46	293,200	326,300	415,000	468,000	
	47	294,000	328,000	416,600	469,200	
	48	294,800	329,700	418,000	470,400	
	49	295,500	331,400	419,200	471,500	
	50	296,300	333,200	420,700	472,700	
	51	297,000	335,000	422,000	473,900	
	52	297,800	336,700	423,500	475,100	
	53	298,600	338,100	424,900	476,300	
	54	299,400	340,000	426,300	477,500	
	55	300,100	341,800	427,700	478,700	
	56	300,900	343,500	429,200	479,900	
	57	301,600	345,300	430,500	481,000	

	58	302, 200	347, 200	431, 400	481, 600	
	59	303, 000	348, 900	432, 600	482, 100	
	60	303, 800	350, 700	433, 800	482, 600	
	61	304, 500	352, 500	435, 000	483, 100	
	62	305, 100	354, 300	436, 200	483, 700	
	63	305, 900	356, 000	437, 400	484, 200	
	64	306, 500	357, 700	438, 600	484, 700	
	65	307, 500	359, 400	439, 500	485, 200	
	66	308, 300	360, 800	440, 700	485, 800	
	67	309, 000	362, 200	441, 800	486, 300	
	68	309, 700	363, 700	443, 000	486, 800	
	69	310, 400	365, 300	444, 000	487, 300	
	70	311, 100	366, 900	445, 000	487, 900	
	71	311, 800	368, 400	446, 000	488, 400	
	72	312, 500	370, 000	446, 900	488, 900	
	73	313, 200	371, 600	447, 600	489, 400	
	74	313, 900	373, 200	448, 300	490, 000	
	75	314, 600	374, 800	449, 200	490, 500	
	76	315, 200	376, 300	450, 000	491, 000	
	77	315, 800	377, 900	450, 400	491, 500	
	78	316, 500	379, 500	451, 000		
	79	317, 200	381, 100	451, 400		
	80	317, 800	382, 600	452, 000		
	81	318, 400	384, 100	452, 600		
	82	319, 000	385, 700	452, 900		
	83	319, 700	387, 100	453, 100		
	84	320, 400	388, 600	453, 300		
	85	321, 100	390, 100	453, 400		
	86	321, 900	391, 700	453, 500		
	87	322, 600	393, 300	453, 800		
	88	323, 200	394, 800	454, 000		
	89	323, 900	396, 200	454, 300		
	90	324, 700	397, 600	454, 600		
	91	325, 400	399, 000	454, 900		
	92	326, 200	400, 300	455, 100		
	93	326, 700	401, 600	455, 400		
	94	327, 400	403, 000	455, 700		
	95	328, 100	404, 300	456, 000		
	96	328, 800	405, 600	456, 300		
	97	329, 400	406, 700	456, 600		
	98	330, 000	408, 100	456, 900		
	99	330, 800	409, 400	457, 200		
	100	331, 500	410, 700	457, 500		
	101	332, 300	411, 900	457, 800		
	102	333, 100	413, 200	458, 100		
	103	334, 000	414, 300	458, 400		
	104	334, 800	415, 500	458, 700		
	105	335, 400	416, 700	459, 000		
	106	336, 200	417, 800	459, 300		
	107	337, 000	419, 000	459, 600		
	108	337, 800	420, 200	459, 900		
	109	338, 400	421, 600	460, 200		
	110	338, 800	422, 600	460, 500		
	111	339, 100	423, 600	460, 800		
	112	339, 600	424, 600	461, 100		
	113	340, 100	425, 500	461, 400		
	114	340, 500	426, 500			
	115	340, 900	427, 600			
	116	341, 300	428, 700			
	117	341, 800	429, 400			
	118	342, 300	430, 300			
	119	342, 700	431, 200			
	120	343, 200	432, 100			
	121	343, 700	432, 900			

	122	344,100	433,700			
	123	344,500	434,500			
	124	345,000	435,300			
	125	345,500	435,900			
	126	345,800	436,600			
	127	346,100	437,300			
	128	346,400	438,000			
	129	346,600	438,600			
	130	346,900	439,100			
	131	347,200	439,400			
	132	347,400	439,700			
	133	347,600	440,000			
	134	347,800	440,300			
	135	348,000	440,600			
	136	348,300	440,800			
	137	348,600	441,000			
	138	348,800	441,300			
	139	349,100	441,600			
	140	349,400	441,800			
	141	349,600	442,000			
	142	349,800	442,300			
	143	350,100	442,600			
	144	350,300	442,800			
	145	350,600	443,000			
	146	350,800	443,300			
	147	351,100	443,600			
	148	351,400	443,800			
	149	351,600	444,000			
	150	351,800	444,300			
	151	352,100	444,600			
	152	352,400	444,800			
	153	352,600	445,000			
	154	352,800	445,300			
	155	353,100	445,600			
	156	353,400	445,800			
	157	353,600	446,000			
	158	353,800	446,300			
	159	354,100	446,600			
	160	354,400	446,800			
	161	354,600	447,000			
	162	354,800	447,300			
	163	355,100	447,600			
	164	355,400	447,800			
	165	355,600	448,000			
	166	355,800	448,300			
	167	356,100	448,600			
	168	356,400	448,800			
	169	356,600	449,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		268,200	313,100	345,700	376,600	471,600

備考

（１）　この表は、高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び実習助手に適用する。

（２）　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級である職員の給料月額にあっては同表の額に11,500円を、その職務の級が５級である職員の給料月額にあっては同表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

別表第２（第４条関係）

幼稚園職員給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	209,800	223,600	248,600	295,300	314,400	336,800
	2	211,500	225,300	250,200	296,300	315,700	338,900
	3	213,100	227,100	251,700	297,400	317,000	341,000
	4	214,700	228,800	253,200	298,400	318,300	343,200
	5	216,200	230,400	254,700	299,400	319,600	345,400
	6	217,900	231,900	256,100	300,500	321,100	347,100
	7	219,500	233,300	257,500	301,500	322,700	348,500
	8	221,100	234,900	259,000	302,600	324,300	350,000
	9	222,600	236,500	260,400	303,700	325,800	351,800
	10	224,300	238,000	261,700	304,900	327,400	353,700
	11	226,000	239,800	262,900	306,100	329,100	355,400
	12	227,700	241,600	264,100	307,300	330,700	357,000
	13	228,900	243,100	265,200	308,800	332,500	358,900
	14	230,500	244,200	266,700	310,500	334,200	360,900
	15	232,100	245,200	268,400	312,000	336,000	362,700
	16	233,600	246,200	269,800	313,600	337,500	364,600
	17	235,100	247,500	271,200	315,100	338,900	366,300
	18	236,700	248,800	272,600	316,700	340,300	368,100
	19	238,300	249,700	273,700	318,100	341,700	369,700
	20	239,900	250,600	275,100	319,400	343,000	371,500
	21	241,500	251,500	276,400	320,700	344,400	373,100
	22	243,200	252,800	277,800	322,200	346,200	374,800
	23	244,500	254,200	279,200	323,600	348,000	376,400
	24	245,800	255,600	280,800	325,000	349,800	378,000
	25	247,100	257,000	282,200	326,400	351,500	379,500
	26	248,200	258,400	283,200	327,600	353,300	381,200
	27	249,300	259,800	284,200	328,700	355,100	382,800
	28	250,400	261,200	285,200	329,900	356,700	384,400
	29	251,500	262,600	286,200	331,200	358,300	386,000
	30	252,400	263,800	287,200	332,800	360,000	387,800
	31	253,300	265,100	288,200	334,500	361,700	389,300
	32	254,300	266,400	289,200	336,100	363,400	390,900
	33	255,300	267,600	290,200	337,600	364,900	392,200
	34	256,200	268,800	291,200	339,200	366,500	393,800
	35	257,100	270,100	292,200	340,900	368,100	395,400
	36	257,900	271,300	293,200	342,500	369,600	396,900
	37	258,700	272,400	294,200	344,000	370,900	398,800
	38	259,300	273,500	295,300	345,700	372,600	400,700
	39	259,900	274,600	296,300	347,400	374,200	402,600
	40	260,500	275,700	297,300	349,000	375,800	404,400
	41	261,100	276,600	298,300	350,400	376,900	405,900
	42	261,700	277,600	299,600	352,100	378,400	407,700
	43	262,300	278,600	300,900	353,800	379,900	409,400
	44	262,900	279,600	302,100	355,400	381,400	411,000
	45	263,400	280,600	303,400	356,600	383,100	412,700
	46	264,000	281,500	304,700	358,500	384,900	414,100
	47	264,600	282,300	306,000	360,200	386,500	415,500
	48	265,100	283,200	307,200	361,800	388,200	416,900
	49	265,500	284,000	308,300	363,300	389,600	418,300
	50	265,900	284,800	309,500	364,900	390,900	419,500
	51	266,200	285,700	310,800	366,500	392,100	420,700
	52	266,500	286,400	312,100	368,100	393,500	421,700
	53	266,800	287,200	313,400	369,800	394,600	422,800

	54	267,100	288,000	314,500	371,600	395,500	424,000
	55	267,400	288,800	315,500	373,400	396,500	425,100
	56	267,700	289,400	316,500	375,200	397,500	426,200
	57	268,000	290,100	317,700	376,700	398,300	426,900
	58	268,300	290,900	318,900	378,100	399,200	427,600
	59	268,600	291,600	320,100	379,500	400,100	428,200
	60	268,900	292,300	321,300	380,900	400,900	428,900
	61	269,200	293,000	322,500	382,400	401,700	429,500
	62	269,500	293,800	323,800	383,200	402,500	430,100
	63	269,800	294,500	325,200	384,100	403,300	430,600
	64	270,100	295,200	326,500	385,100	404,000	431,000
	65	270,400	295,900	327,800	386,000	404,700	431,400
	66	270,700	296,600	329,100	387,100	405,400	431,600
	67	271,000	297,300	330,400	388,000	406,100	431,900
	68	271,300	297,900	331,700	389,000	406,800	432,200
	69	271,600	298,600	333,100	389,900	407,300	432,500
	70	271,900	299,300	334,300	390,600	407,900	432,800
	71	272,200	300,000	335,500	391,300	408,500	433,100
	72	272,500	300,700	336,600	391,900	409,200	433,400
	73	272,800	301,200	337,500	392,300	409,600	433,600
	74		301,900	338,700	392,900	410,200	433,900
	75		302,500	339,900	393,500	410,800	434,100
	76		303,200	341,200	394,200	411,300	434,400
	77		303,800	342,300	394,500	411,700	434,600
	78		304,400	343,500	395,200	412,300	434,900
	79		305,000	344,700	395,900	412,900	435,200
	80		305,800	345,900	396,500	413,400	435,500
	81		306,400	347,200	396,800	413,800	435,700
	82		306,900	348,200	397,300	414,300	436,000
	83		307,400	349,300	397,900	414,800	436,300
	84		307,800	350,400	398,500	415,400	436,500
	85		308,300	351,100	398,800	415,700	436,700
	86		308,800	352,000	399,400	416,100	437,000
	87		309,200	352,700	400,100	416,400	437,300
	88		309,700	353,500	400,700	416,800	437,500
	89		310,100	354,300	401,100	417,100	437,700
	90		310,600	354,700	401,600	417,400	438,000
	91		311,000	355,200	402,200	417,700	438,300
	92		311,500	355,900	402,700	417,900	438,500
	93		311,900	356,700	403,200	418,100	438,700
	94			357,400	403,800	418,400	439,000
	95			358,100	404,200	418,700	439,300
	96			358,700	404,500	418,900	439,500
	97			359,200	404,900	419,100	439,700
	98			359,800	405,400	419,400	439,800
	99			360,300	405,800	419,700	440,000
	100			360,900	406,200	419,900	440,200
	101			361,200	406,600	420,100	440,400
	102			361,700	407,100	420,400	
	103			362,000	407,500	420,700	
	104			362,400	407,900	420,900	
	105			362,800	408,200	421,100	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 181,800	基準給料月額 円 218,800	基準給料月額 円 247,600	基準給料月額 円 272,700	基準給料月額 円 292,400	基準給料月額 円 314,800

備考　この表は、幼稚園の園長、指導教諭、主任教諭、教諭、養護教諭及び助教諭に適用する。
ただし、別表第３の適用を受ける職員を除く。

別表第３（第４条関係）

指導主事給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	223,000	244,500	343,900	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	345,700	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,600	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,400	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,100	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,200	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,300	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,300	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	359,300	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	361,300	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	363,200	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	365,000	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,800	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,400	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,900	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,400	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,700	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	374,200	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	376,900	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	379,700	402,100	481,900
	23	268,100	283,100	381,200	403,300	482,400
	24	269,300	284,300	382,600	404,400	482,900
	25	270,500	285,600	384,000	405,400	483,400
	26	271,600	287,300	385,400	406,500	483,800
	27	272,700	289,000	386,700	407,600	484,300
	28	273,800	290,700	387,900	408,700	484,800
	29	275,000	292,400	388,900	409,800	485,300
	30	276,100	294,400	390,300	411,000	485,700
	31	277,200	296,600	391,600	412,100	486,200
	32	278,200	298,900	392,900	413,200	486,700
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	487,200
	34	280,300	303,300	395,500	415,300	487,600
	35	281,300	305,600	396,700	416,500	488,100
	36	282,400	307,800	398,000	417,700	488,600
	37	283,600	309,900	399,100	418,800	489,100
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	489,500
	39	285,500	313,700	401,000	421,200	490,000
	40	286,600	315,500	401,900	422,300	490,500
	41	287,800	317,400	402,900	423,400	491,000
	42	288,900	319,300	404,000	424,700	
	43	290,000	321,100	405,200	425,700	
	44	291,100	322,800	406,300	426,800	
	45	292,000	324,500	407,200	428,000	
	46	292,800	326,300	408,400	429,200	
	47	293,600	328,000	409,600	430,400	
	48	294,400	329,700	410,700	431,600	
	49	295,000	331,400	411,400	432,700	
	50	295,800	333,200	412,600	433,700	
	51	296,500	335,000	413,600	435,000	
	52	297,200	336,700	414,700	436,200	
	53	298,000	338,100	415,400	437,400	
	54	298,800	340,000	416,500	438,500	
	55	299,400	341,800	417,500	439,600	
	56	300,100	343,500	418,500	440,700	
	57	300,800	345,300	419,600	441,700	

	58	301, 600	347, 200	420, 600	442, 900	
	59	302, 400	348, 900	421, 700	444, 100	
	60	303, 000	350, 700	422, 800	445, 300	
	61	303, 600	352, 500	423, 600	445, 900	
	62	304, 300	354, 300	424, 700	446, 700	
	63	305, 000	356, 000	425, 800	447, 400	
	64	305, 500	357, 700	426, 800	447, 900	
	65	306, 200	359, 400	427, 800	448, 200	
	66	306, 900	360, 800	428, 700	448, 500	
	67	307, 500	362, 200	429, 700	448, 900	
	68	308, 100	363, 700	430, 700	449, 300	
	69	308, 800	365, 300	431, 500	449, 600	
	70	309, 500	366, 800	432, 500	450, 000	
	71	310, 100	368, 300	433, 400	450, 300	
	72	310, 800	369, 800	434, 400	450, 600	
	73	311, 300	371, 200	435, 100	450, 900	
	74	312, 000	372, 800	435, 700	451, 200	
	75	312, 700	374, 300	436, 400	451, 500	
	76	313, 200	375, 700	437, 100	451, 800	
	77	313, 800	377, 100	437, 600	452, 000	
	78	314, 500	378, 600	438, 300	452, 300	
	79	315, 100	380, 100	438, 800	452, 600	
	80	315, 700	381, 700	439, 400	452, 800	
	81	316, 200	383, 000	439, 900	453, 000	
	82	316, 800	384, 300	440, 200	453, 300	
	83	317, 400	385, 600	440, 400	453, 600	
	84	318, 000	386, 800	440, 500	453, 800	
	85	318, 400	387, 900	440, 700	454, 000	
	86	318, 800	389, 100	441, 000	454, 300	
	87	319, 300	390, 100	441, 300	454, 600	
	88	319, 800	391, 200	441, 600	454, 800	
	89	320, 200	392, 200	442, 000	455, 000	
	90	320, 600	393, 300	442, 300	455, 300	
	91	321, 000	394, 400	442, 600	455, 600	
	92	321, 400	395, 400	442, 900	455, 800	
	93	321, 700	396, 500	443, 200	456, 000	
	94	322, 100	397, 600	443, 500	456, 300	
	95	322, 500	398, 600	443, 800	456, 600	
	96	322, 800	399, 700	444, 100	456, 800	
	97	323, 100	400, 700	444, 400	457, 000	
	98	323, 500	401, 700	444, 700	457, 300	
	99	323, 800	402, 600	445, 000	457, 600	
	100	324, 100	403, 500	445, 300	457, 800	
	101	324, 500	404, 300	445, 600	458, 000	
	102	324, 800	405, 300	445, 900		
	103	325, 100	406, 100	446, 200		
	104	325, 400	407, 000	446, 500		
	105	325, 600	407, 800	446, 800		
	106	325, 900	408, 700	447, 100		
	107	326, 200	409, 600	447, 400		
	108	326, 400	410, 500	447, 700		
	109	326, 600	411, 300	448, 000		
	110	326, 800	412, 300	448, 300		
	111	327, 100	413, 200	448, 600		
	112	327, 400	414, 100	448, 900		
	113	327, 600	414, 700	449, 200		
	114		415, 600	449, 500		
	115		416, 500	449, 800		
	116		417, 400	450, 100		
	117		418, 200	450, 400		
	118		418, 900			
	119		419, 700			
	120		420, 500			
	121		421, 100			

	122		421,800			
	123		422,500			
	124		423,100			
	125		423,700			
	126		424,400			
	127		424,900			
	128		425,500			
	129		426,100			
	130		426,700			
	131		427,200			
	132		427,700			
	133		428,000			
	134		428,300			
	135		428,500			
	136		428,800			
	137		429,100			
	138		429,400			
	139		429,700			
	140		430,000			
	141		430,300			
	142		430,600			
	143		430,900			
	144		431,200			
	145		431,400			
	146		431,700			
	147		432,000			
	148		432,200			
	149		432,400			
	150		432,700			
	151		433,000			
	152		433,200			
	153		433,400			
	154		433,700			
	155		434,000			
	156		434,200			
	157		434,400			
	158		434,700			
	159		435,000			
	160		435,200			
	161		435,400			
	162		435,700			
	163		436,000			
	164		436,200			
	165		436,400			
	166		436,700			
	167		437,000			
	168		437,200			
	169		437,400			
	170		437,700			
	171		438,000			
	172		438,200			
	173		438,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 259,100	円 310,000	円 340,900	円 370,000	円 460,300

備考

（１）　この表は、指導主事で委員会の定めるものに適用する。

（２）　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が４級である職員の給料月額にあっては同表の額に11,500円を、その職務の級が５級である職員の給料月額にあっては同表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

第２条　姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第１備考第２号中「１１，５００円」を「１５，４００円」に、「３，８００円」を「７，７００円」に改める。

別表第３備考第２号中「１１，５００円」を「１５，６００円」に、「４，０００円」を「８，１００円」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年１月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の姫路市立学校職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の姫路市立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

報　　告　　第　３０号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

記

専　決　第　２０号

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
相　手　方	[redacted]
損害賠償額	１６５，５９６円
事件の概要	令和８年７月６日７時５０分頃、相手方普通乗用自動車が姫路市北条口一丁目８６番地先の都市計画道路内環状東線を走行中、当該道路上の陥没に左側前後輪が落ち込み、当該車両が損傷したもの

報　　告　　第　３１号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

記

専　決　第　２１号

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
相　手　方	[redacted]
損害賠償額	１８７，０００円
事件の概要	令和８年５月２７日８時５５分頃、姫路市夢前町菅生澗１０６８番地の相手方管理地において、本市ごみ収集車が相手方所有のカーポートに接触し、当該カーポートに損害を与えたもの

報　　告　　第　３２号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

記

専　決　第　２２号

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	４６，７５０円
事件の概要	令和８年５月１５日８時５０分頃、姫路市香寺町香呂４９番９地先の市道香呂６８号線において、本市ごみ収集車が相手方所有の電気メーターボックスに接触し、当該電気メーターボックスに損害を与えたもの

報　　告　　第　３３号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

記

専　決　第　２３号

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
相　手　方	[redacted]
損害賠償額	８２，４６７円
事件の概要	令和８年４月２７日１０時３０分頃、姫路市砥堀８７６番７地先の市道砥堀４７号線において、相手方普通貨物自動車が同市道側溝に設置されたコンクリート蓋の上を走行したところ、当該コンクリート蓋が破損し、破損した当該コンクリート蓋の一部が跳ね上がって車体に接触し、当該車両が損傷したもの

報　　告　　第　３４号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

記

専　決　第　２４号

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
相　手　方	[redacted]
損害賠償額	１１，２５４円
事件の概要	令和８年７月２８日１１時３０分頃、相手方普通貨物自動車が姫路市飾磨区中島２９０２番１地先の市道幹第６９号線を走行中、同市道に繁茂してはみ出た樹木に接触し、当該車両が損傷したもの

報　　告　　第　３５号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第３号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

記

専　決　第　２５号

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例第３号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

記

訴えの提起について

１　事件名　　家屋明渡し等請求事件

２　当事者　　原告　姫路市安田四丁目１番地

姫路市

代表者　　市長　清元　秀泰

被告　別表に記載のとおり

３　事件の概要

別表記載の者は、市営住宅の入居名義人であるが、度々の督促、催告にもかかわらず、長期にわたって市営住宅の家賃を滞納している。このため、令和８年７月３１日限りで契約を解除し、明渡しを求めたが、これに応じないため訴えを提起するものである。

４　請求の要旨

別表記載の者について、本件市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び市営住宅の明渡し済みに至るまでの期間について、近傍同種の住宅の家賃の２倍に相当する額の損害金の支払を求める請求

別表

被告の住所及び氏名	住宅名	備考
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]

報　　告　　第　３６号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

記

専　決　第　２６号

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	自動車損傷事故
相手方及び損害賠償額	相手方１ 　３１７，０００円 相手方２ 　１１０，０００円
事件の概要	令和８年４月２１日１０時３０分頃、姫路市四郷町坂元３４５番地２の姫路市立四郷学院後期課程において、腐朽した樹木が倒れ、同校敷地内に駐車していた相手方１の普通乗用自動車及び相手方２の軽乗用自動車に接触し、当該車両に損害を与えたもの

報　　告　　第　３７号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

記

専　決　第　２７号

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	自動車損傷事故
相　手　方	[redacted]
損害賠償額	８１１，６９０円
事件の概要	令和８年８月１日８時５０分頃、姫路市別所町佐土４７３番地１の姫路市営別所住宅において、相手方普通貨物自動車が敷地内に設置された側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がって車体に接触し、当該車両が損傷したもの

報　　告　　第　３８号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

記

専　決　第　２８号

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
損害賠償額	２３１，８００円
事件の概要	令和８年７月２０日１７時頃、相手方軽乗用自動車が姫路市飾磨区中島２９３５番２地先の市道飾磨１１５号線を走行中、同市道上の陥没に右側前輪が落ち込み、当該車両が損傷したもの

報　　告　　第　３９号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

記

専　決　第　２９号

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	自動車損傷事故
損害賠償額	９０，２００円
事件の概要	令和８年９月２日１１時４０分頃、姫路市花田町加納原田９４８番１地先の市道花田２０号線において、本市職員が降園する園児を乗車させるために相手方普通乗用自動車のドアを開けたところ、当該ドアを同市道の縁石に接触させ、当該車両に損害を与えたもの

報　　告　　第　４０号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

記

専　決　第　３０号

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	８３，０００円
事件の概要	令和８年７月１７日１１時４５分頃、姫路市青山１４７０番地１５の姫路科学館において、本市小型貨物自動車が駐車中の相手方小型乗用自動車に接触し、当該車両に損害を与えたもの

報　　告　　第　４１号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告する。

記

専　決　第　３１号

専　決　処　分　書

市長の専決処分事項に関する条例第１号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	放課後児童クラブ事故
損害賠償額	４３，０００円
事件の概要	令和７年１２月２５日１４時頃、姫路市飾磨区英賀清水町二丁目７６番地の姫路市立英賀保放課後児童クラブにおいて、本市職員が児童室内の倉庫の扉を閉めたところ、相手方の指が当該扉に挟まれ、相手方が負傷したもの

報　　告　　第　４２号
令和　８年１１月２７日

姫路市長　　清　元　秀　泰

いじめ重大事態調査に対する再調査結果の報告について

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第３０条第２項の規定により同法第２８条第１項の規定による調査の結果について調査を行ったので、同法第３０条第３項の規定によりその結果について別紙のとおり報告する。

別　紙

調査報告書

〈概要版〉

令和８年（2026 年）１０月１６日

姫路市いじめ問題再調査委員会

１．再調査に至った経緯

本件は、令和４年度に姫路市立小学校６年生に在籍中の対象児童（特別支援学級在籍）が、同級生である関係児童から同年４月に行事の準備の際に動きが遅いと指摘され、いじめと認知された。その約半年後の１０月に入り、対象児童が複数の関係児童から避けられたり、対象児童を不潔とみなすような言動をしていることを、対象児童が知るところになった。

これにより、対象児童は心身の苦痛を訴え、同校にほとんど登校できなくなってしまった。そして、翌１月には転校するに至った。

当該校及び姫路市教育委員会（以下「市教委」という。）は、同年１２月に本件をいじめ重大事態と認定し、学校主体の調査を行い、令和５年５月に当該校が作成した調査報告書が完成した。

一方、対象児童保護者は代理人弁護士に依頼し、第三者委員会による調査を実施するように求めたものの、市教委は拒絶し、第三者委員会の設置には至らなかった。

姫路市長は、上記報告書に対する対象児童保護者の所見を受けて、再調査の必要性を認め、本委員会に諮問の上、再調査に至った。

２．諮問事項

① いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第２８条第１項により、当該市立小学校が行った調査内容の検証及び調査結果の評価
② 当該児童（対象児童）に対するいじめの事実関係の解明
③ 当該市立小学校及び教育委員会の対応についての検証
④ 同種の事態の具体的な再発防止策の提言

３．調査組織の構成

氏名（敬称略）	職　種	所　属
竹内　彰（委員長）	弁護士	兵庫県弁護士会
野田　正人（副委員長）	福祉に関する専門的な知識を有する者	日本学校ソーシャルワーク学会
池田　忠	教育に関する専門的な知識を有する者	日本生徒指導学会関西地区研究会
羽下　大信	心理に関する専門的な知識を有する者	兵庫県臨床心理士会
山本　朗	児童精神科医	日本児童青年精神医学会

４．再調査の方法

（１）聴き取り調査

①対象児童関係者

・対象児童本人

・対象児童保護者、祖母

②当該校関係者　教職員　９名

③教育委員会関係者　９名

④関係児童その他

当委員会として、事案発生時から対象児童の聴き取り実施時点において約２年経過していること、当該校作成の調査報告書に関係児童の聞き取り結果が記載されていること、関係児童が聴取に応じるかどうかそもそも不透明であり、かつ、仮に聴取を実施するとすれば、報告書の完成が更に遅延することなどを対象児童側にも説明し、対象児童側の意向も踏まえた上で、当委員会として関係児童の聴取は実施しないこととした。

（２）資料の精査

当該校作成の調査報告書等関係資料

（３）調査期間

令和６年３月２５日に第１回委員会を開催し、令和８年９月まで計１８回の委員会を開催。また委員会以外に上記の聴き取り調査を実施。

（４）対象児童の訴え

・小学校２年生の頃、上級生からランドセルで体当たりされたり、３年生の頃に同級生から腹部を叩かれたりすることがあった。

・小学校６年生になって、いじめられるようになり、世界がガラッと変わった。

・４月のいじめのあと、関係児童が謝罪したが、むしろ対象児童の方が悪く感じた。
・１０月にいじめが分かった後、謝罪した子もいたが、気持ちが通じたのは１人だけだった。
・転校後は、転校先の配慮もあり、学校生活は楽しく送ることができた。

５．再調査結果

（１）いじめの事実関係について

概ね、当該校作成の調査報告書の通りである。なお、関係児童からの事情聴取をしていないが、学校において一応、適切に聴き取りが実施されていることを前提とする。

・令和４年４月２７日、対象児童は行事の準備中に「全然動いてくれない、お荷物や」と言われた（約１か月後にいじめとして認知。）。
・この件につき、発言した関係児童は謝罪した。
・学級内でも謝罪の場が設けられ、関係児童はほかの児童が見ている前で、対象児童に謝罪した。その際、関係児童が泣き出した。対象児童は、学級内に関係児童に同情的な空気が流れたように感じた。
・同年１０月６日、上記いじめが解消されたと当該校が判断。
・１０月１２日、関係児童３名が対象児童を避けたり、対象児童の近くを通るときに「オエッ」と言ったり、対象児童をばい菌扱いしたりしていたこと、うち１人の児童が対象児童の触ったボールを「ボール変えな」と言っていたことを、対象児童が知るところになった。
・学校が聴き取りを実施し、上記３名以外にも７名の児童が３名の児童と同様の行為をしていたことが判明、また、１２月９日のアンケートで更に１１名の児童が同様の行為に及んでいた。
・対象児童が１０月１３日以降、途中登校・途中下校が出来ていた時期、オンライン授業を受けていた時期はあったものの、１２月２１日、転校することになった。
・１１月１日頃（当該校で音楽会が開催される頃）には対象児童は自身の髪の毛をむしったり自傷行為に及ぶようになった。心療内科への受診も余儀なくされ、精神疾患に罹患しているとの診断も出た。

（２）いじめ該当性及びいじめといじめ重大事態の因果関係について

・上記「お荷物」発言及び対象児童に対し「オエッ」と言ったこと、対象児童の触ったボールを「ボール変えな」と言ったこと、ばい菌扱いしたこと、近くを通るときに対象児童を避けたことはいずれも、対象児童に心身の苦痛を与えた言動であり、いじめに該当する。
・いじめを原因として当該校への登校が困難になり、精神疾患を発症し、かつ、転校も余儀なくされたこと、逆にいじめ以外にこのような事態に陥る

原因が見当たらないことから、法第２８条第１項第１号及び第２号所定のいじめ重大事態であり、いじめといじめ重大事態の因果関係は存在する。

（３）いじめ対応について

・１０月１３日以降、対象児童の保護者及び祖母は再三当該校や市教委を訪れ、さまざまな要望を繰り返した。

・１１月１４日に交流学級の担任が対象児童に謝罪の手紙を書くようにクラスの児童に促し、書かれた手紙が対象児童に届けられた。

・また、上記アンケートの前に、当該校で教員立ち会いの下、関係児童が対象児童に対し謝罪の場が設けられたが、対象児童及び同保護者は謝罪に納得せず、他にも対象児童に対して不潔扱いする児童がいると訴えた。

・当該校は１２月１６日、本件を法第２８条第１項第２号の重大事態に、同月２１日、同項第１号の重大事態として認定した。

・令和５年２月中旬頃までに、対象児童保護者が代理人弁護士（２名）に依頼し、同弁護士らは、市教委に第三者委員会を設置して調査するように求めた。

・しかし、市教委は、学校主体の調査が否定される場合ではなく、学校主体の調査が行われて報告書が作成段階にあることを理由に、第三者委員会の設置はしなかった。

・同年５月２日、当該校は報告書を作成し、対象児童保護者に渡した。

・対象児童保護者は再調査を求め、姫路市長宛に所見書を提出した。

６．学校及び教育委員会の対応における問題点

本委員会で調査の結果以下の点に問題があると判断した。

（１）いじめに対する基本的な理解が乏しいこと

・いじめとは、法において「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

・いじめは、いじめられる者といじめる者だけではなく、それをはやし立てる観衆、それを見て見ぬふりをする傍観者の四層構造で成り立つ。

・以上の理解を前提に、いじめに遭った者からすると平穏な学校生活を取り戻したいとの思いで教員に解決を委ねることが通常であり、自分がどんないじめに遭ったのか、どうしてそんなことになったのかを知ることが解決の第一歩である。

・逆に、いじめをした者にとっては、自身の行為がいじめになぜ該当するのかが分からない場合もあり、まずは自身の行為がいじめに当たることを

認識してもらう必要がある。

・謝罪については、事案が把握でき、いじめをした者とされた者の双方（保護者も含む）が、その背景も含めて理解・納得した状態で行うべきであり、それ以前に謝罪の場を設けるといじめをされた側は更なる被害感情を訴えられなくなったり、いじめをした側も納得できないままの謝罪となり、更なるいじめやトラブルを誘発する可能性がある。

（２）特別支援教育に対する理解不足

・対象児童がいじめに遭ってから心身の苦痛を特に感じていたはずであるが、指導計画上にその点に関する記載がなく、フォローが不十分だったのではないか。

・対象児童の特性などに個別具体的な配慮が足りなかったと考えられる。

（３）いじめ重大事態に対する理解不足

・いじめ重大事態の認定が遅いのではないか（１１月頃には可能ではないか）。

・現行のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインでは本件は第三者委員会による調査を選択すべき事案で、当時もそうであったと考える。

・学校主体調査に姫路市学校サポート・スクラムチーム（現姫路市学校サポート専門チーム）のメンバーが加わっているが、それをもって第三者性が担保されていたとはいえない。

・重大事態調査に関する説明を学校も市教委も対象児童保護者に行っていない。

（４）対象児童に対するヒアリングなしに報告書を完成させたこと

・少なくとも報告書の作成にあたっては対象児童からのヒアリングは必須で、それに向けた努力を行った形跡もない。

（５）記録をつけることに対する意識不足

・当該校作成の報告書の中に、市教委から受けた助言の内容や学校としての意思決定の理由が記されておらず、ヒアリング時も各教員・指導主事らの記憶に頼るしかなかった。

・第三者による検証が予定されていることが意識できていない。

（６）学校体制について

・いじめ対応チームが当該校にはあったが機動的対応が予定されているとは考えられず、本件についても実効的な役割が果たせていなかったと思われる。

・学校いじめ防止基本方針が形骸化していた可能性がある。

（７）学校と教育委員会の関係性

・市教委が本件に対して関わるのが遅きに失した。

・いじめの解消について学校の理解が乏しく、市教委は対象児童の支援や関

わりについて具体的な指導助言をすべきであった。

7．本件の問題点を踏まえた当委員会からの提言

（1）法的知識の確認といじめの防止等のための基本的な方針、いじめ重大事態調査に対するガイドラインに対する正しい理解

・こども家庭庁及び文部科学省からのいじめの重大化を防ぐための留意事項集、いじめの重大化を防ぐための研修用事例集の活用

・いじめ重大事態調査に関するガイドラインに示されているチェックリストの活用

・全教職員による学校のいじめ防止基本方針の点検と見直し

（2）いじめの未然防止

・学校いじめ防止基本指針の実効性を高め、周知の徹底

・いじめ防止体制をモニタリングする第三者委員会（いじめ防止対策審議会など）の設置の検討と準備

（3）いじめの指導・対応

・初期対応の重要性

・解消に対する正しい理解

（4）校内研修の重要性

・失敗例の提示や重大事態の報告書の活用

（5）いじめの態様別聴き取りの留意点（特に対象児童生徒に対して）

・教員からの質問事項も記載

（6）いじめ重大事態に対する平時からの準備

・本委員会が姫路市で設置された最初の第三者委員会であり、これまでも本来第三者委員会で調査すべきであった事案が相当数あった可能性があることから、改めていじめ重大事態の調査に関するガイドラインの第２章いじめ重大事態に対する平時からの備えの確認

（7）子どもの権利救済機関の設置の検討

・児童の権利を確実に守るため、教育委員会から独立した市長部局に機動性の高い相談窓口を設置することを求める。

（8）記録の重要性

（9）学校と教育委員会の協働体制

・特に当該校のような小規模校においては、いじめ重大事態発生時の教育委員会の関与は重要

（１０）一人ひとりの児童生徒の理解の徹底

・障害や特性の診断は一つの指標であり、児童生徒一人ひとりの個性にあったかかわり方を模索する。